
第 2 次三原市環境基本計画（案）

平成 30（2018）年 4 月

目次

第1章 計画の基本的事項

1.1 計画策定の背景及び目的	1
1.2 計画の位置づけ	2
1.3 計画の期間	3
1.4 計画の推進主体及び対象地域	3
1.5 計画の対象範囲	3

第2章 三原市のすがた

2.1 地域の概況	4
2.2 環境の現状と課題	8
2.3 第1次計画の評価	36

第3章 望ましい環境像と環境目標

3.1 望ましい環境像	38
3.2 環境目標	38
3.3 計画の体系	39

第4章 環境施策

4.1 環境目標 1【自然共生】	41
4.2 環境目標 2【低炭素】	45
4.3 環境目標 3【循環】	49
4.4 環境目標 4【安全・安心・快適】	52
4.5 環境目標 5【市民協働】	59

第5章 計画の推進体制と進行管理

5.1 計画の推進体制	64
5.2 計画の進行管理	65

第1章 計画の基本的事項

1.1 計画策定の背景及び目的

三原市では、平成18年3月に策定した「三原市環境基本条例」に基づき、平成20年3月に「三原市環境基本計画」（以下「第1次計画」という。）を策定、平成27年7月に改訂を行いました。第1次計画では、望ましい環境像として「一人ひとりが輝く 環境共生都市 みはら」を設定し、その実現に向けて環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

しかしながら、第1次計画の計画期間の10年間では、地球温暖化の深刻化、身近な自然・野生動植物種の減少、微小粒子状物質（PM2.5）等による新たな大気汚染問題、有害鳥獣による農作物被害など、今後取り組むべき様々な環境課題が浮き彫りになりました。更に、近年では、猛暑日や熱帯夜の増加、局地的豪雨の頻発など、地球温暖化に伴う気候変動によるリスクも課題として現れてきています。

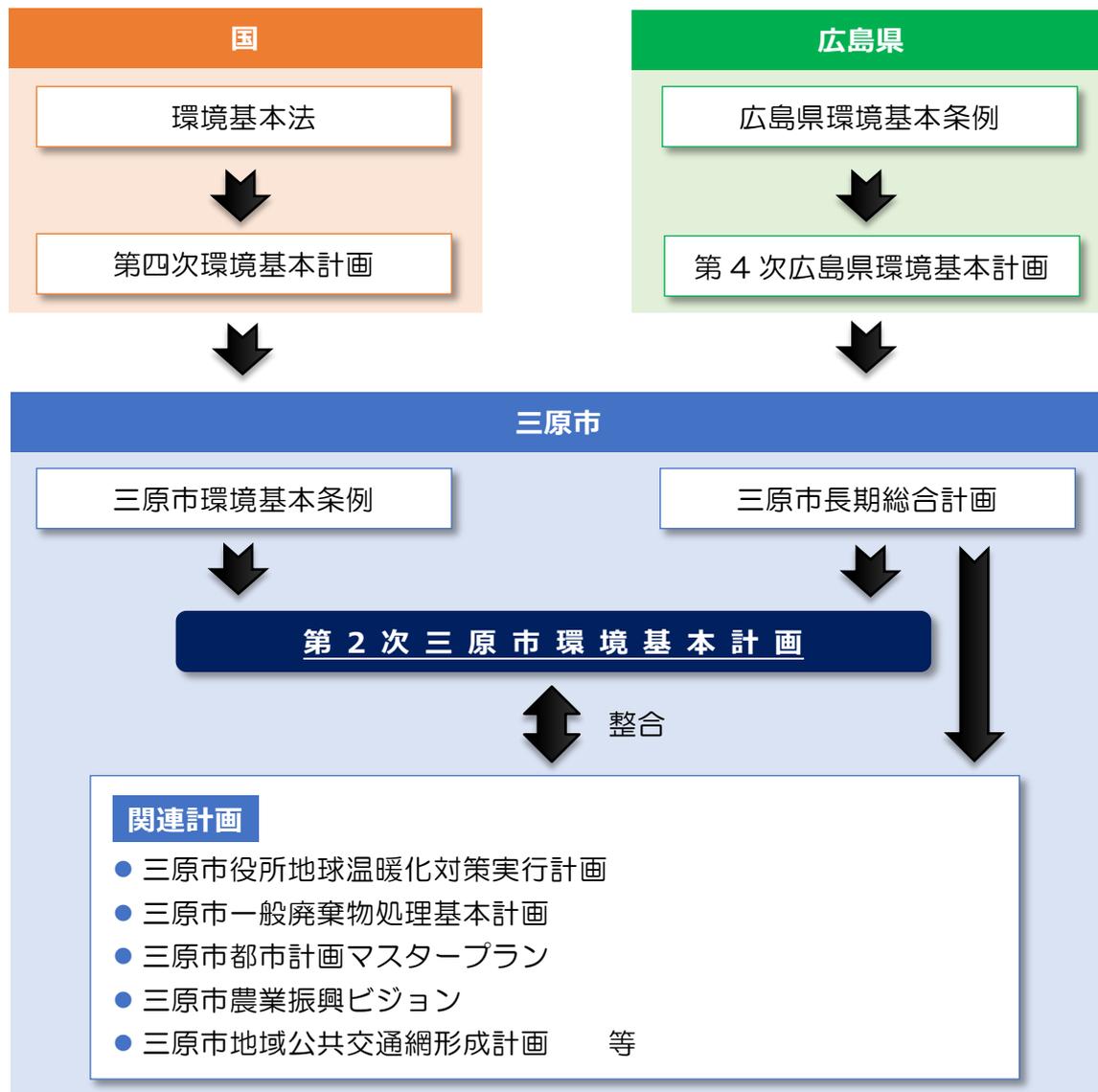
これら多様化する環境問題を解決していくためには、市民一人ひとりが環境にやさしいライフスタイルへの転換を進めるとともに、市民・市民団体・事業者・三原市のすべての主体が協働して、環境への負荷の少ない持続可能な社会を築いていくことが、これまで以上に必要とされています。

このような背景の下、第1次計画の計画期間が平成29年度をもって終了することに合わせて、三原市が抱える環境課題を見つめ直し、今後の新たな10年間を見据えた環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「第2次三原市環境基本計画」（以下「第2次計画」という。）を策定しました。

1.2 計画の位置づけ

第2次計画は、「三原市環境基本条例」に基づき策定し、三原市の最上位計画である「三原市長期総合計画」を、環境面から推進するための計画です。

また、上位計画となる国・県の環境基本計画の内容を踏まえるとともに、三原市の関連計画との整合性を図りつつ、三原市が展開する環境の施策、市民・事業者等の環境に配慮した行動に対して基本的な方向性を示す計画です。



1.3 計画の期間

第2次計画の計画期間は、平成30年度から平成39年度までの10年間とします。
ただし、今後の環境問題や社会情勢の変化等に的確に対応していくため、計画期間の中間年度である平成34年度を目処に、必要に応じて計画の見直しを行います。

1.4 計画の推進主体及び対象地域

第2次計画の推進主体は、市民・市民団体・事業者・三原市とします。
私たちが生活する地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることから、各主体が地域の環境課題を自らの課題と捉えて、取り組んでいく必要があります。そのため、各主体がお互いの立場や役割を認識し、協働しながら第2次計画の着実な推進を図っていきます。

また、第2次計画の対象地域は、三原市全域とします。

1.5 計画の対象範囲

第2次計画で対象とする環境の範囲は、下表に示すとおりです。

区分	環境項目	
自然共生	<ul style="list-style-type: none"> ● 山林・農地 ● 動植物 	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川・海岸
低炭素循環	<ul style="list-style-type: none"> ● エネルギー ● 廃棄物 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地球温暖化防止
安全・安心・快適	<ul style="list-style-type: none"> ● 大気 ● 騒音・振動 ● 土壌・有害化学物質 ● 公園・緑地 ● 防災 	<ul style="list-style-type: none"> ● 水質 ● 悪臭 ● 景観資源 ● 道路・交通
市民協働	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境学習 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境保全活動

第2章 三原市のすがた

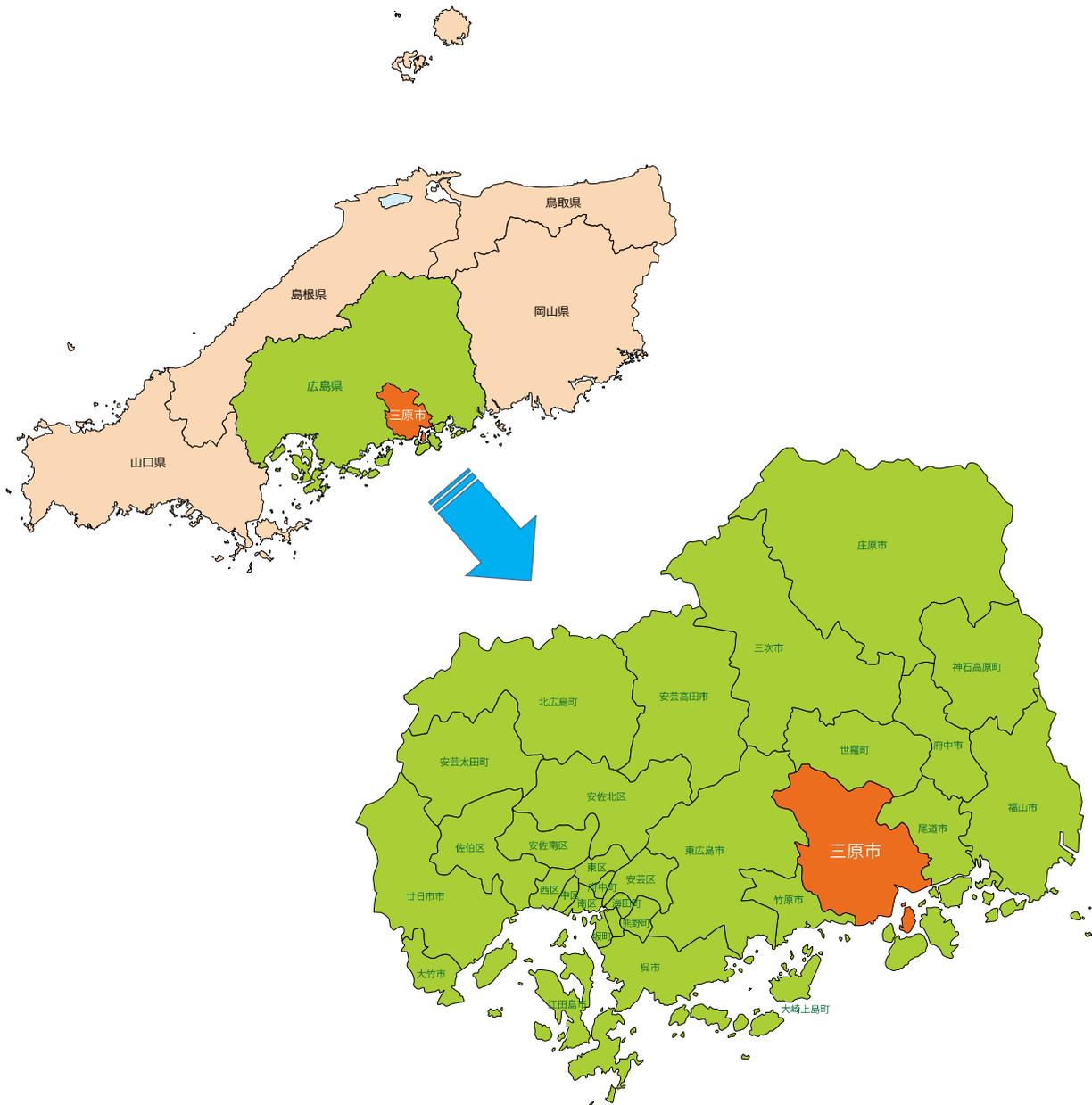
2.1 地域の概況

(1) 位置・地勢

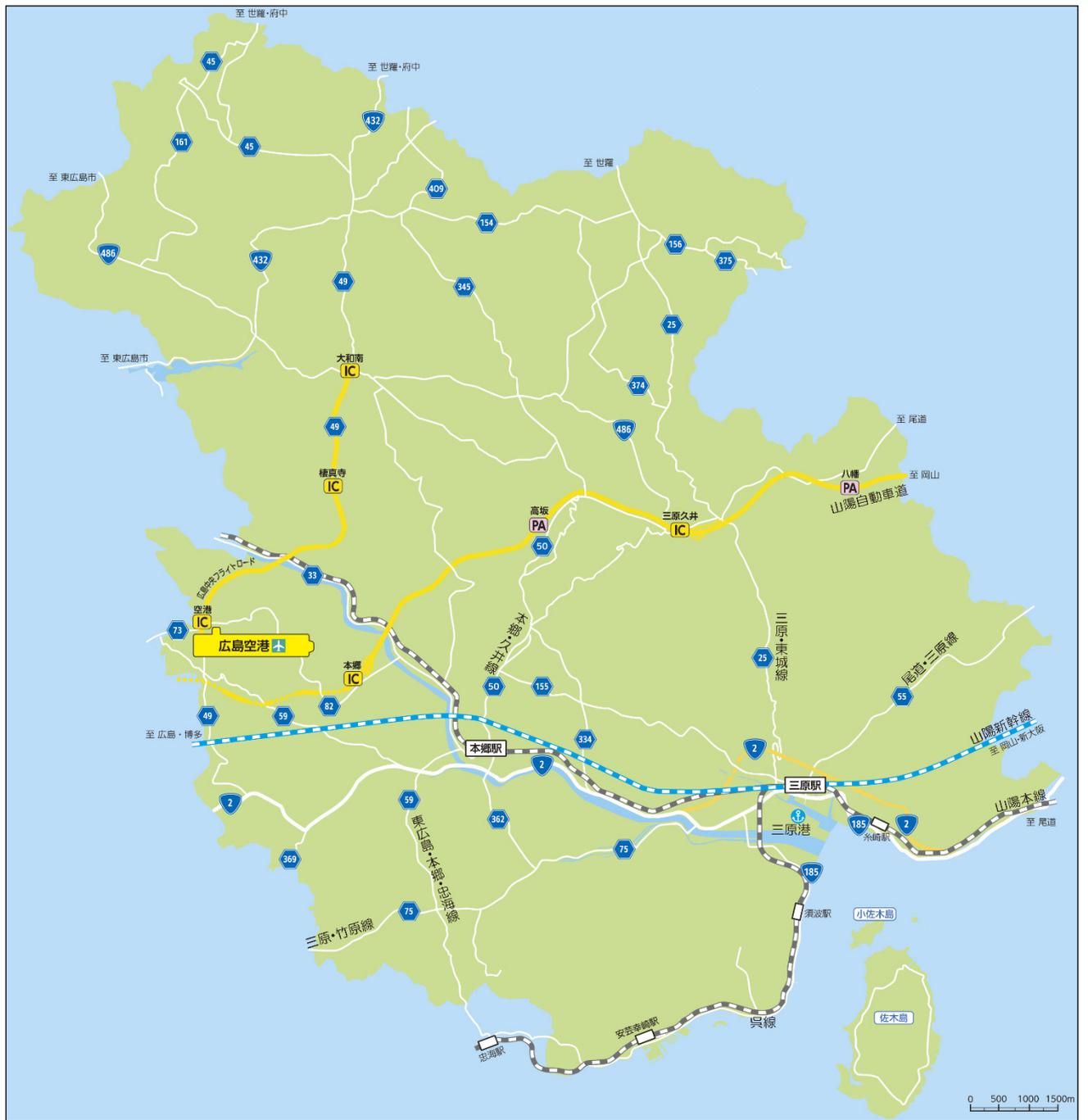
三原市は広島県の中央東部に位置し、東は尾道市、西は竹原市と東広島市、北は世羅町と接しています。総面積は471.55km²で、市域は東西約29km、南北約31kmの広がりを持っています。

地形は、大峰山系によって区分され、南部と北部で大きく異なります。南部は、沼田川流域の平野及び瀬戸内海と山地に挟まれた帯状の平野が広がる一方、北部は、起伏の比較的小さい山々が広がっています。

また、中国・四国地方のほぼ中心に位置し、広島空港をはじめ、JR山陽新幹線・山陽本線・呉線、三原港、山陽自動車道など主要交通が整う広域交通網の結節拠点でもあり、県内外の各地域と連携する上で恵まれた地理的特性があります。



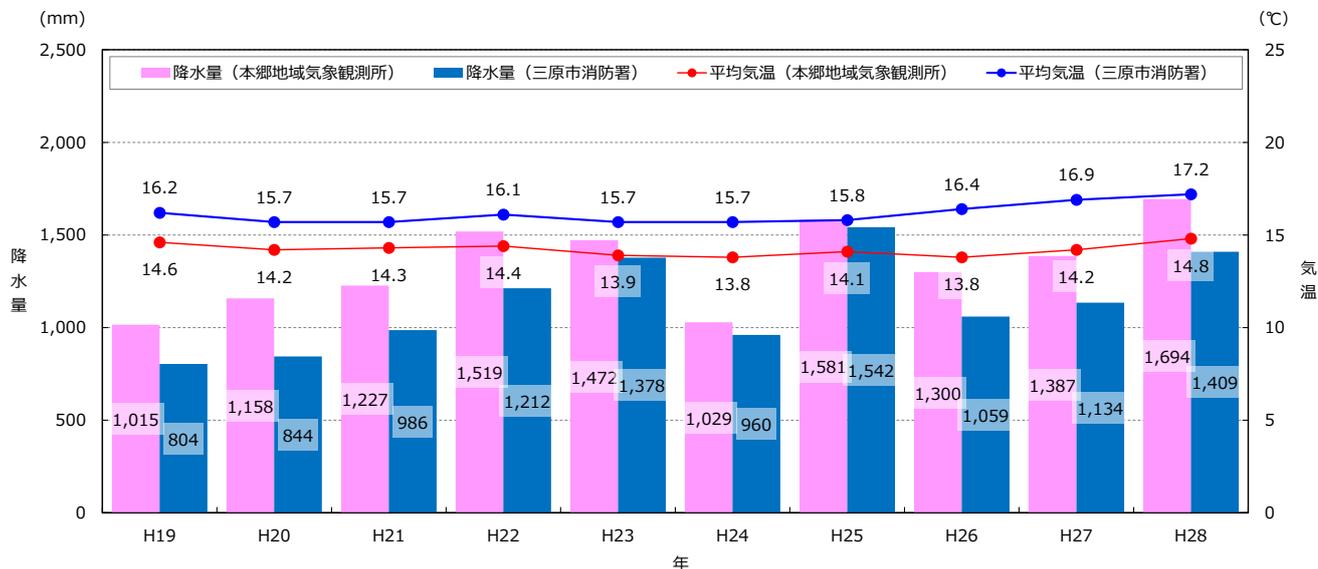
三原市の位置図



三原市の概況図

(2) 気象

気候は、温暖で降水量が少ない瀬戸内海式気候区に属しており、ここ10年での年平均気温は約14～17℃、年間降水量は約800～1,700mmとなっています。

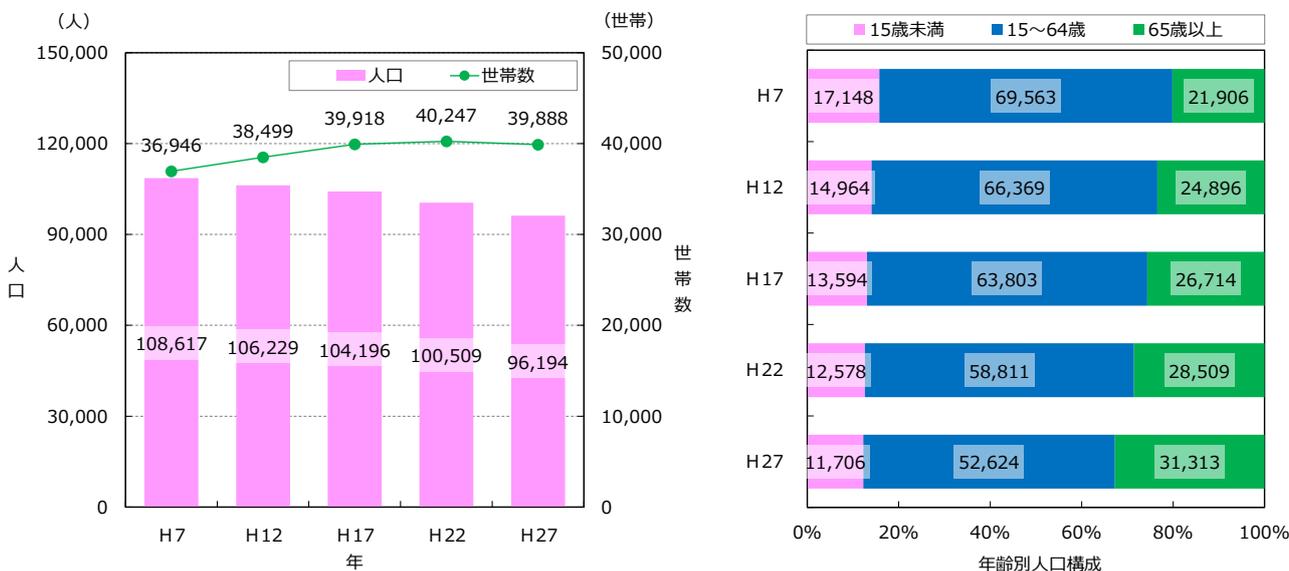


【資料：気象庁統計資料（本郷地域気象観測所），三原市資料（三原市消防署）】

(3) 人口・世帯数

人口及び世帯数は、平成27年でそれぞれ96,194人、39,888世帯となっています。人口が減少傾向にあるのに対し、世帯数は増加傾向で推移していましたが、平成27年から減少傾向に転じています。

また、年齢別人口構成割合は、平成27年で15歳未満が約12%（11,706人）、15～64歳が約55%（52,624人）、65歳以上が約33%（31,313人）となっています。15歳未満及び15～64歳の人口が減少傾向、65歳以上の人口が増加傾向にあることから、少子高齢化が進行していることがうかがえます。



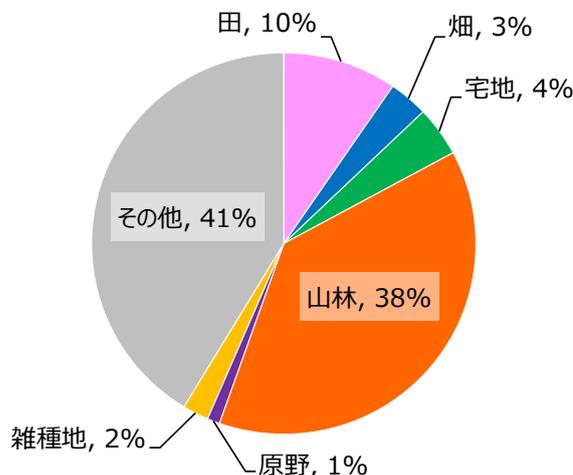
【資料：国勢調査】

(4) 土地利用

土地利用面積は、「その他」を除けば、「山林」が 180.65km² (38%)，「田」が 45.27km² (10%)，「宅地」が 19.99km² (4%) の順となっています。

土地利用状況

用途	面積 (km ²)	割合 (%)
田	45.27	10
畑	15.48	3
宅地	19.99	4
山林	180.65	38
原野	5.01	1
雑種地	10.33	2
その他*	194.82	41
総面積	471.55	100

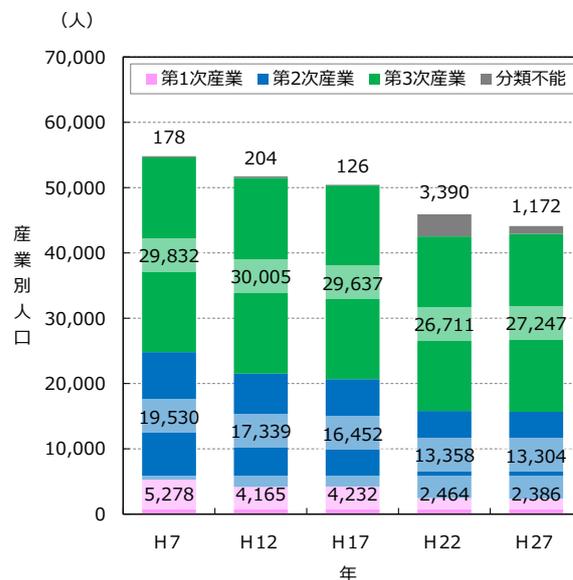


※道路、河川、水面、水路、公共施設、公共施設以外及び無番地を示します。

【資料：平成 29 年度 土地に関する概要調査報告書】

(5) 産業

産業別人口は、平成 27 年で第 1 次産業が 2,386 人、第 2 次産業が 13,304 人、第 3 次産業が 27,247 人となっており、第 3 次産業が最も多く、全産業人口の約 62%を占めています。



【資料：国勢調査】

2.2 環境の現状と課題

(1) 自然共生

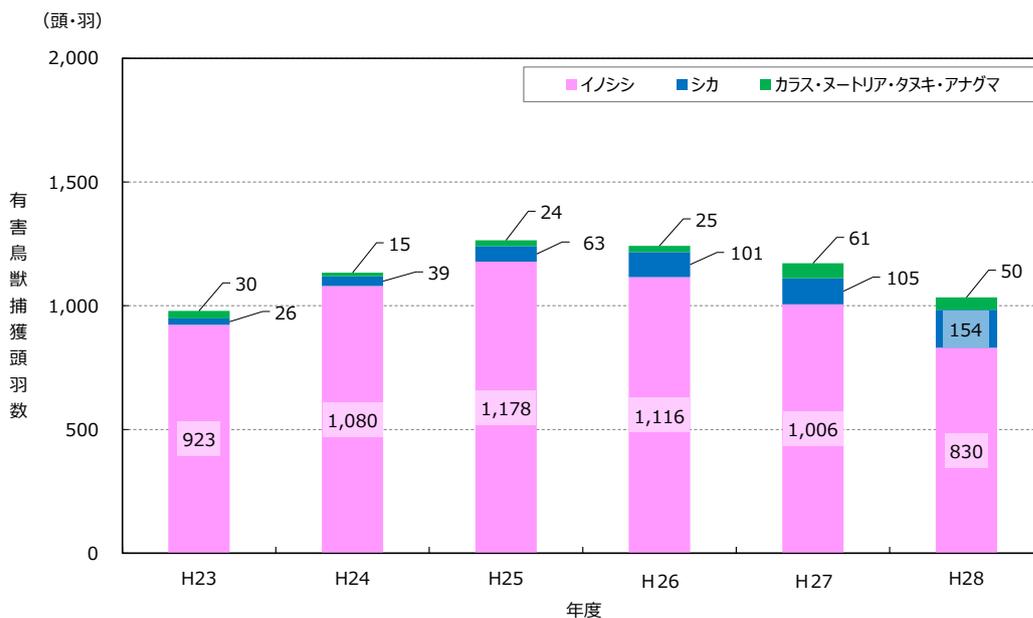
①現状

- 市内には、ヒョウモンモドキ、ハッチョウトンボ、ナメクジウオ、ハクセンシオマネキ、エヒメアヤメ等の希少野生動植物が生息・生育しています。特に、ヒョウモンモドキは環境省の絶滅危惧ⅠA類、広島県の絶滅危惧Ⅰ類に指定されています。



ヒョウモンモドキ

- 有害鳥獣捕獲頭羽数は、平成28年度でイノシシが830頭、シカが154頭、その他が50頭羽（カラス7羽、ヌートリア9頭、タヌキ23頭、アナグマ11頭）となっており、増加傾向で推移していましたが、平成26年度から減少傾向に転じています。



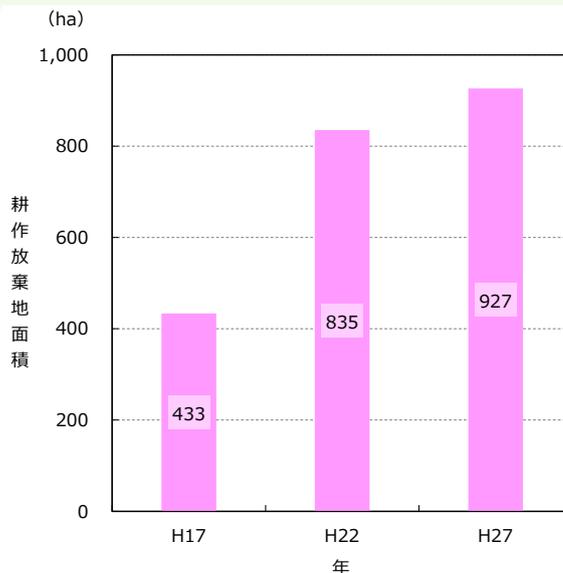
【資料：三原市資料】

- 市内には、オオキンケイギクやセアカゴケグモ等の特定外来生物の生息・生育が確認されています。



オオキンケイギク

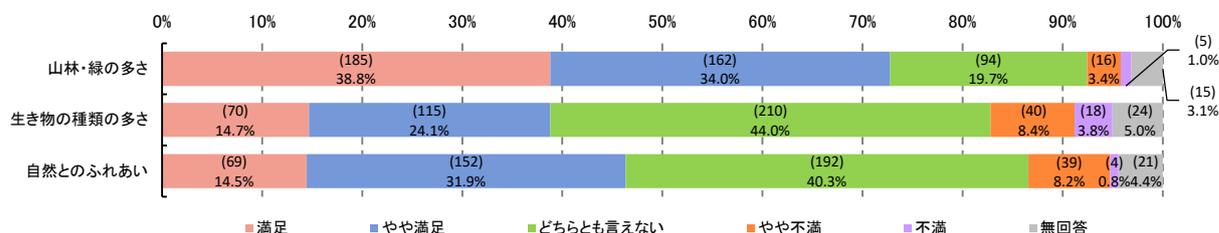
- 耕作放棄地面積は、平成 27 年で 927ha となっており、平成 17 年に比べて 2 倍余りに増加しています。



【資料：農林業センサス】

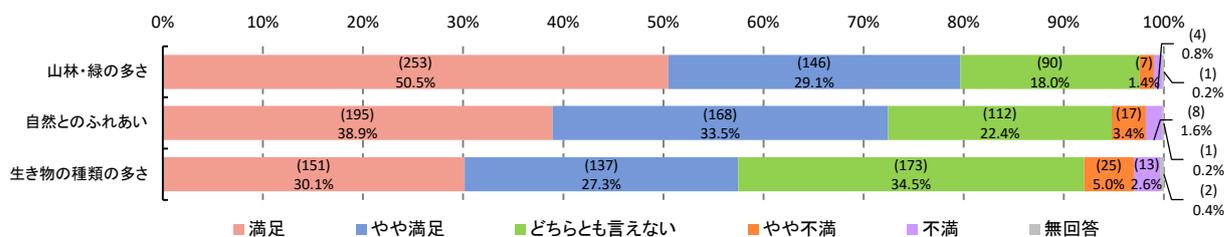
② アンケート調査及びワークショップに基づく市民等の意識・行動の現状

- 「山林・緑の多さ」に満足している（「満足」及び「やや満足」と回答）市民の割合は 72.8%と最も高くなっており、「生き物の種類の多さ」及び「自然とのふれあい」については、それぞれ 38.8%、46.4%と低くなっています。また、ワークショップにおいても、「自然が豊かで四季がはっきりしている」等が、三原市の自慢できる環境であるとの意見が多く挙がっています。

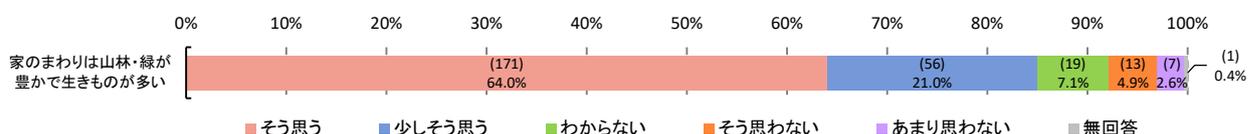


居住地周辺の環境に対する満足度【資料：市民アンケート調査】

- 「山林・緑の多さ」に満足している（「満足」及び「やや満足」と回答）中学生の割合は 79.6%、「家のまわりは山林・緑が豊かで生きものが多い」と思っている（「そう思う」及び「すこしそう思う」と回答）小学生の割合は 85.0%で、ともに最も高くなっています。

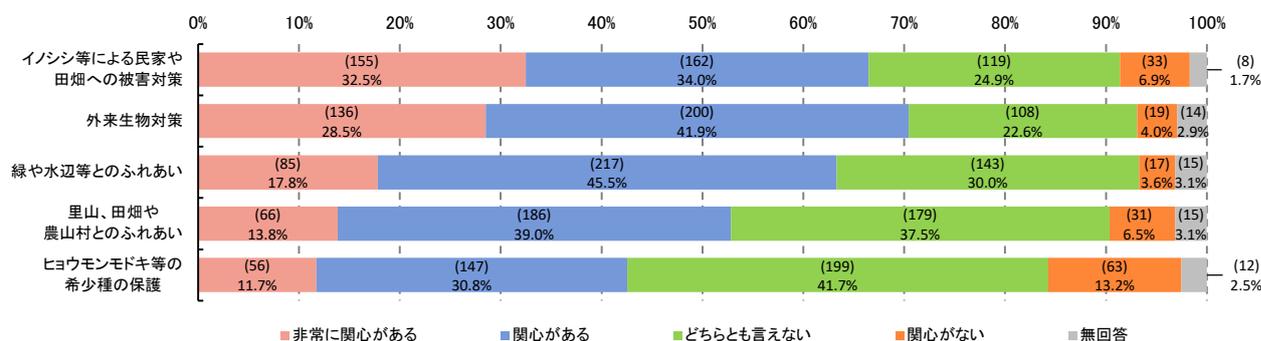


居住地周辺の環境に対する満足度【資料：中学生アンケート調査】



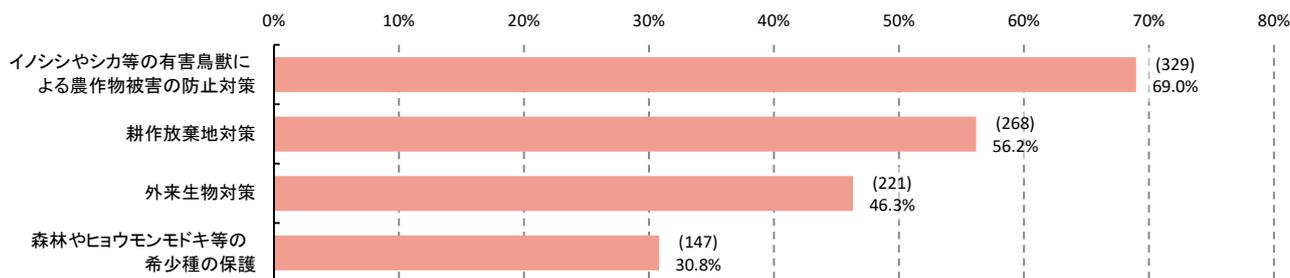
居住地周辺の環境に対する認識【資料：小学生アンケート調査】

- 「ヒョウモンモドキ等の希少種の保護」に関心がある（「非常に関心がある」及び「関心がある」と回答）市民の割合は42.5%となっています。



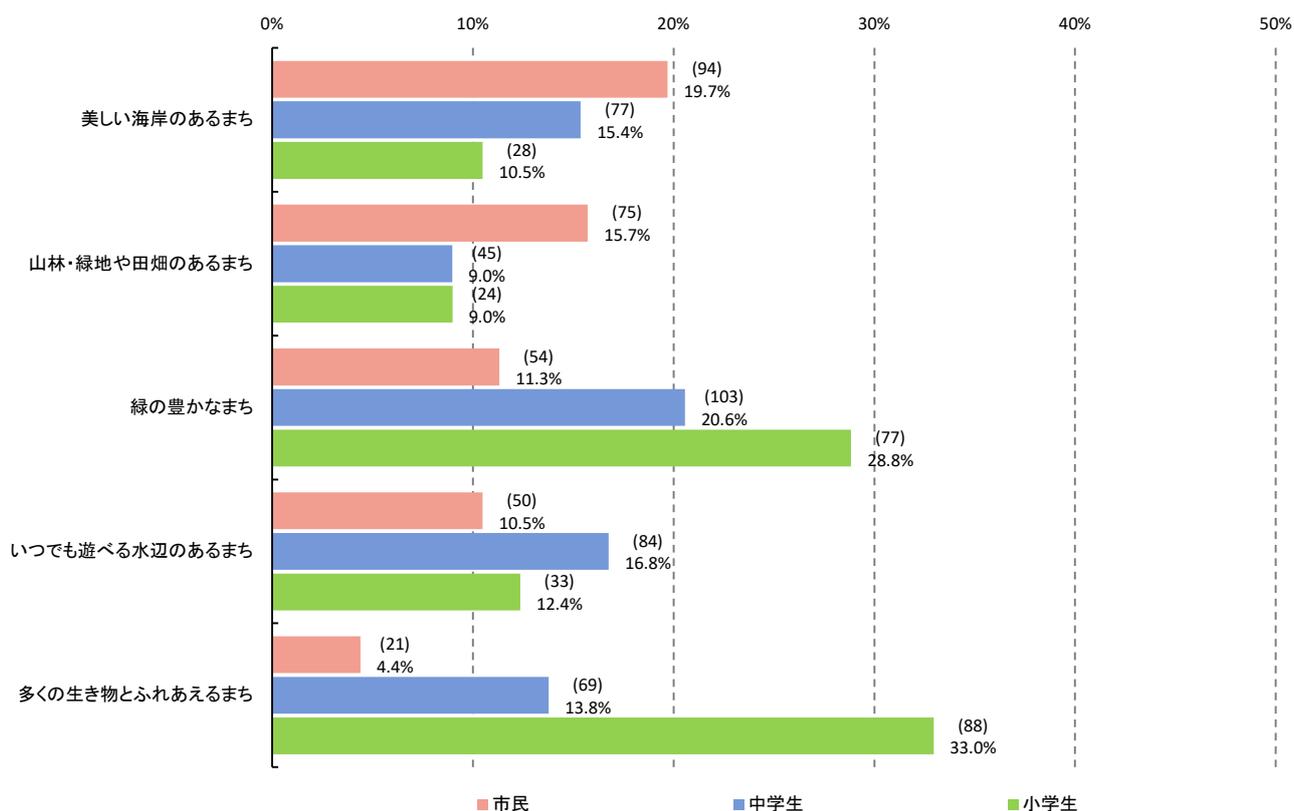
環境に対する関心度【資料：市民アンケート調査】

- 三原市に今後期待する取組として、「イノシシやシカ等の有害鳥獣による農作物被害の防止対策」を望む市民の割合は69.0%と最も高く、「耕作放棄地対策」が56.2%、「外来生物対策」が46.3%となっています。（複数回答） また、ワークショップにおいても、有害鳥獣による農作物被害や耕作放棄地の増加は、市内全域に共通する環境問題として挙がっています。



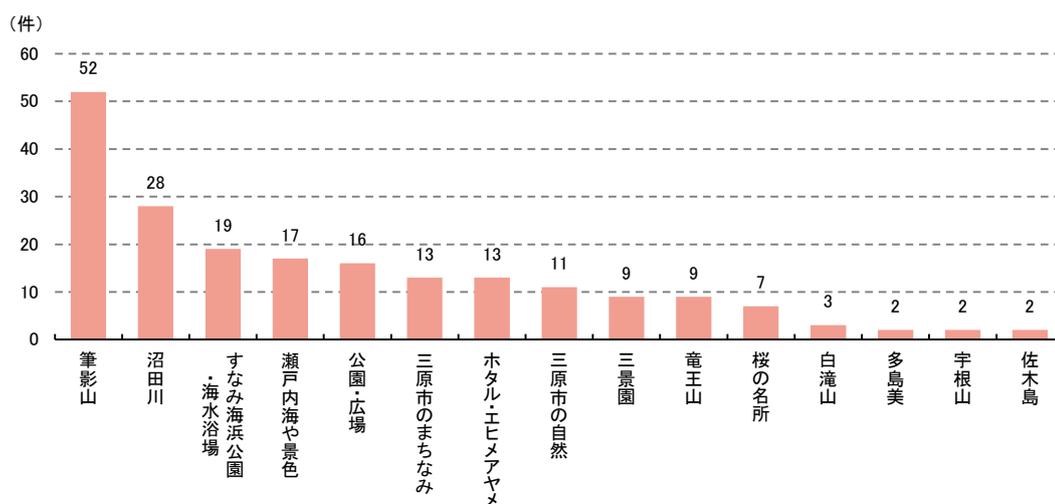
三原市に今後期待する取組【資料：市民アンケート調査】

- 三原市の将来像として「多くの生き物とふれあえるまち」を望む市民及び中学生の割合は、それぞれ4.4%、13.8%と低くなっていますが、小学生では33.0%と高くなっています。（複数回答）



三原市の将来像【資料：市民・中学生・小学生アンケート調査】

- これからも大切にしていきたい自然や景観として、「筆影山」や「沼田川」を挙げる市民の割合が高くなっています。（自由記述） また、ワークショップにおいても、それらを三原市の自慢できる環境として、今後も保全していく必要があるとの意見が挙がっています。



これからも大切にしていきたい三原市の自然や景観【資料：市民アンケート調査】

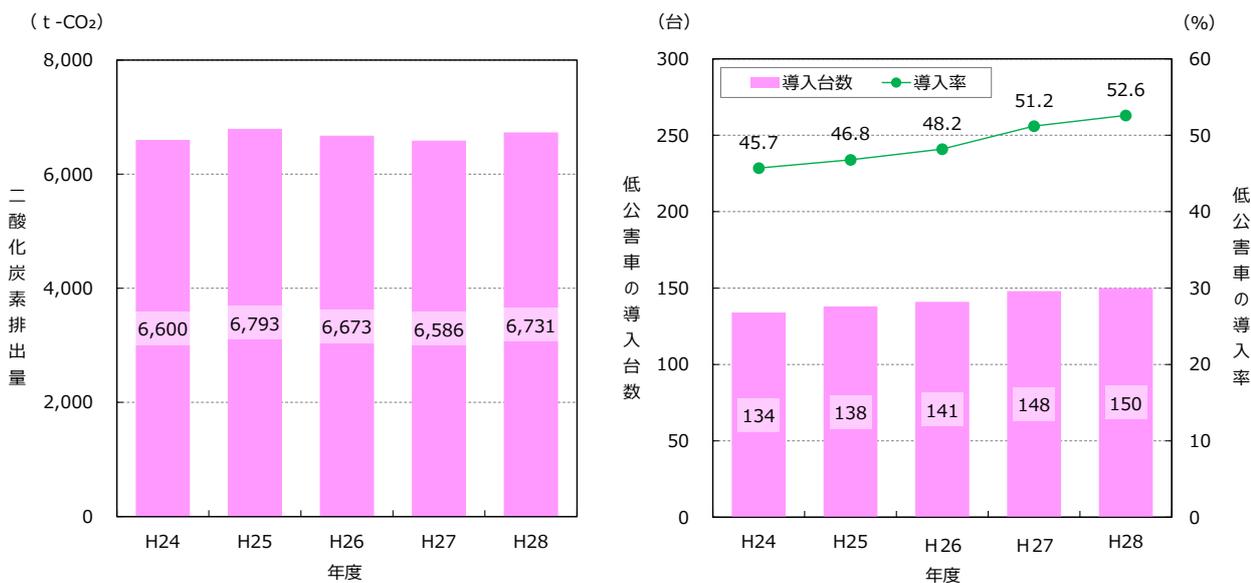
③ 課題

- ヒョウモンモドキ、ナメクジウオ、エヒメアヤメなど、希少野生動植物の継続的な保護を進めるとともに、市民の関心が低い現状を踏まえ、生物情報や保護の重要性等に関する情報発信を行っていく必要があります。
- 沼田川水系や芦田川水系等の河川や佐木島等の島しょ部における自然海岸の保全・再生に継続的に取り組んでいく必要があります。
- 人的被害や生態系被害を及ぼす外来生物については、広島県や周辺自治体と関連情報を共有し、侵入防止を図っていく必要があります。
- 野生鳥獣による農作物等への被害が深刻化しているとともに、市民から対策を望む回答が多く挙がっていることから、侵入防止柵の設置や捕獲の強化など、防護と捕獲の一体的な対策を進めていく必要があります。
- 防護と捕獲の一体的な対策に加え、有害鳥獣の出没しにくい環境づくりを推進していく必要があります。
- 「中山間地域等直接支払交付金事業」等の普及啓発を図り、中山間地域の条件不利地域において耕作放棄地を発生させない取組を継続していく必要があります。

(2) 低炭素

① 現状

- 市内の公共施設からの二酸化炭素排出量は、平成 28 年度で 6,731 t-CO₂ となっており、概ね横ばいで推移しています。
- 低公害車（低燃費及び低排出ガス認定車）の導入台数は、平成 28 年度で 150 台となっており、平成 24 年度に比べて約 12%増加しています。また、低公害車の導入率は、平成 28 年度で 52.6%となっており、平成 24 年度に比べて 6.9%増加しています。

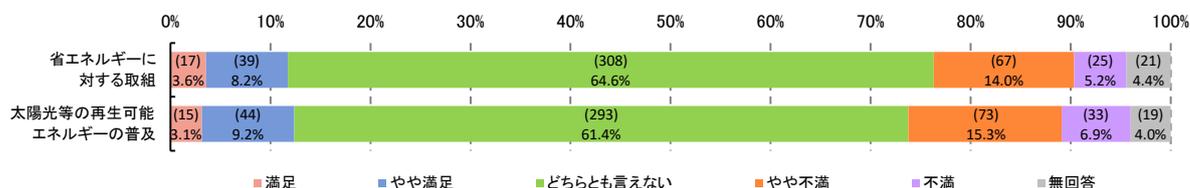


【資料：三原市資料】

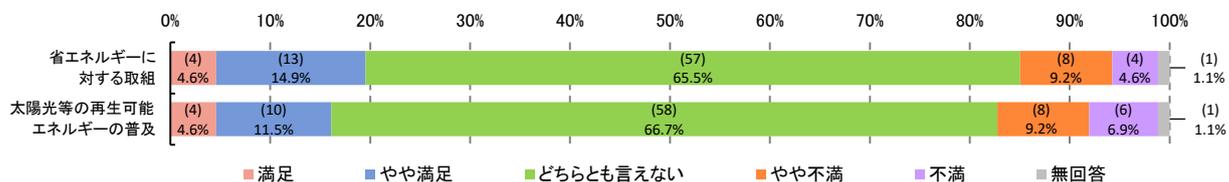
- 平成 27 年度から、二酸化炭素排出量の削減効果が期待できる家庭用燃料電池システム（エネファーム）の設置者に対して補助金の交付を行っており、交付件数は、平成 27 年度で 6 件、平成 28 年度で 20 件となっています。
- 温室効果ガスの一つであるフロン類については、「フロン回収・破壊法」に変わり、新たに改正された「フロン排出抑制法」（平成 27 年 4 月施行）に基づき、大気中への排出抑制が求められています。
- 近年の地球温暖化に起因する気候変動により、集中豪雨の多発や熱中症発生率の増加、熱帯夜日数の増加など、生活環境に対する様々な影響が生じています。

② アンケート調査及びワークショップに基づく市民等の意識・行動の現状

- 「省エネルギーに対する取組」及び「太陽光等の再生可能エネルギーの普及」に満足している（「満足」及び「やや満足」と回答）市民の割合は、それぞれ 11.8%、12.3%、事業者の割合は、それぞれ 19.5%、16.1%で、ともに低くなっています。

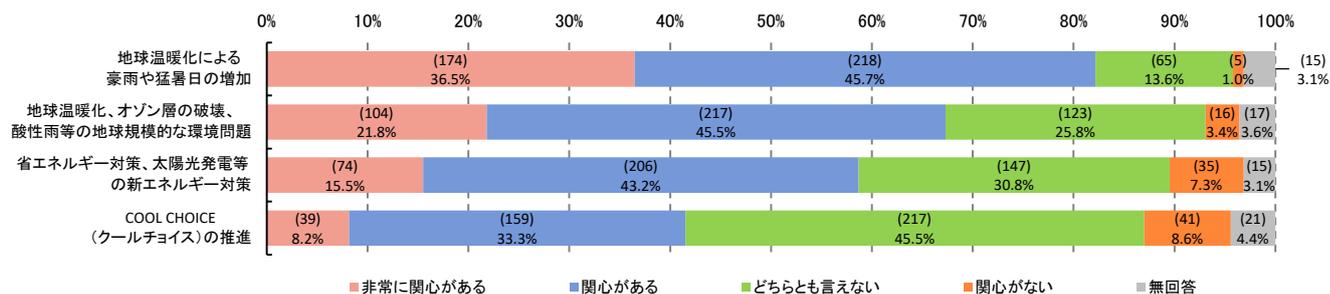


居住地周辺の環境に対する満足度【資料：市民アンケート調査】

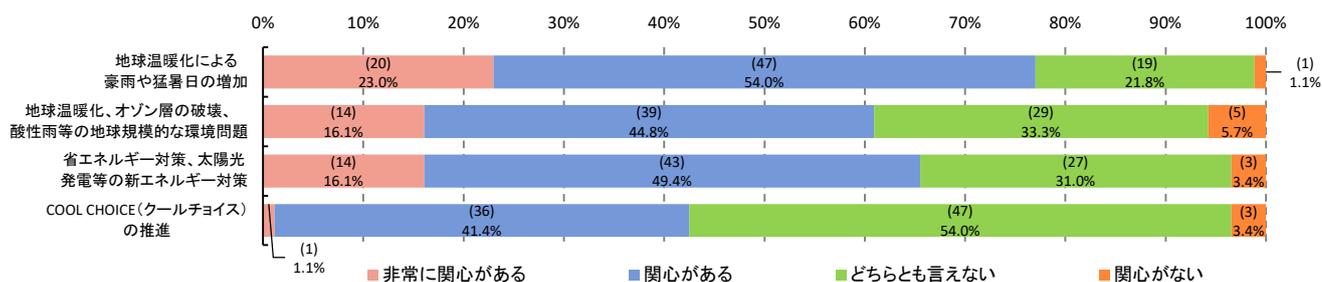


事業所周辺の環境に対する満足度【資料：事業者アンケート調査】

- 「地球温暖化による豪雨や猛暑日の増加」に関心がある（「非常に関心がある」及び「関心がある」と回答）市民の割合は 82.2%，事業者の割合は 77.0%で、ともに高くなっています。
- 「COOL CHOICE（クールチョイス）の推進」に関心がある（「非常に関心がある」及び「関心がある」と回答）市民の割合は 41.5%，事業者の割合は 42.5%となっています。

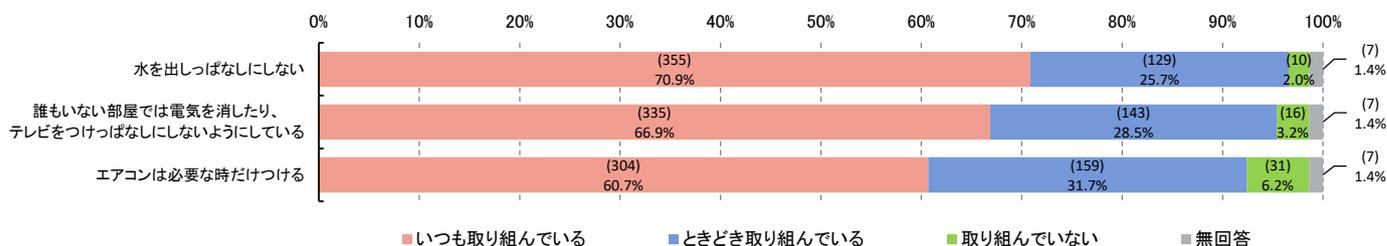


環境に対する関心度【資料：市民アンケート調査】

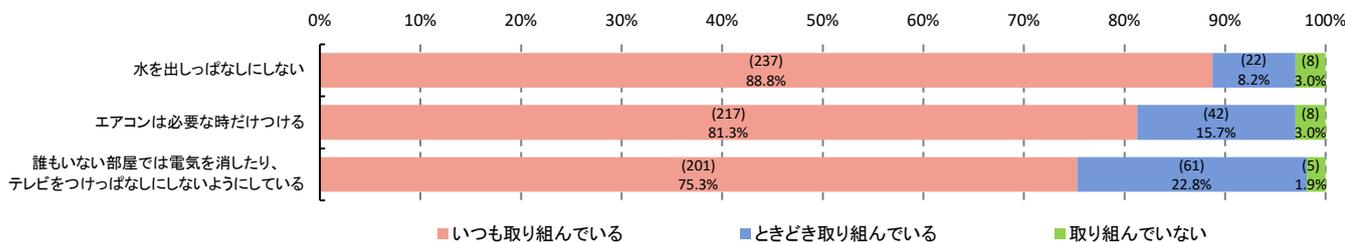


環境に対する関心度【資料：事業者アンケート調査】

- 「水を出しっぱなしにしない」など、環境保全に取り組んでいる（「いつも取り組んでいる」及び「ときどき取り組んでいる」と回答）中学生の割合は92.4～96.6%，小学生の割合は97.0～98.1%で、ともに高くなっています。

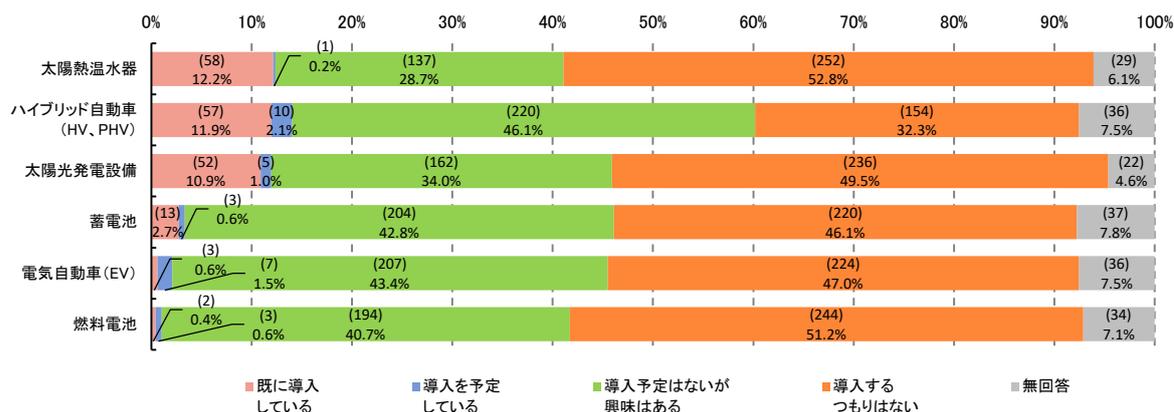


環境保全に向けた行動の取組状況【資料：中学生アンケート調査】



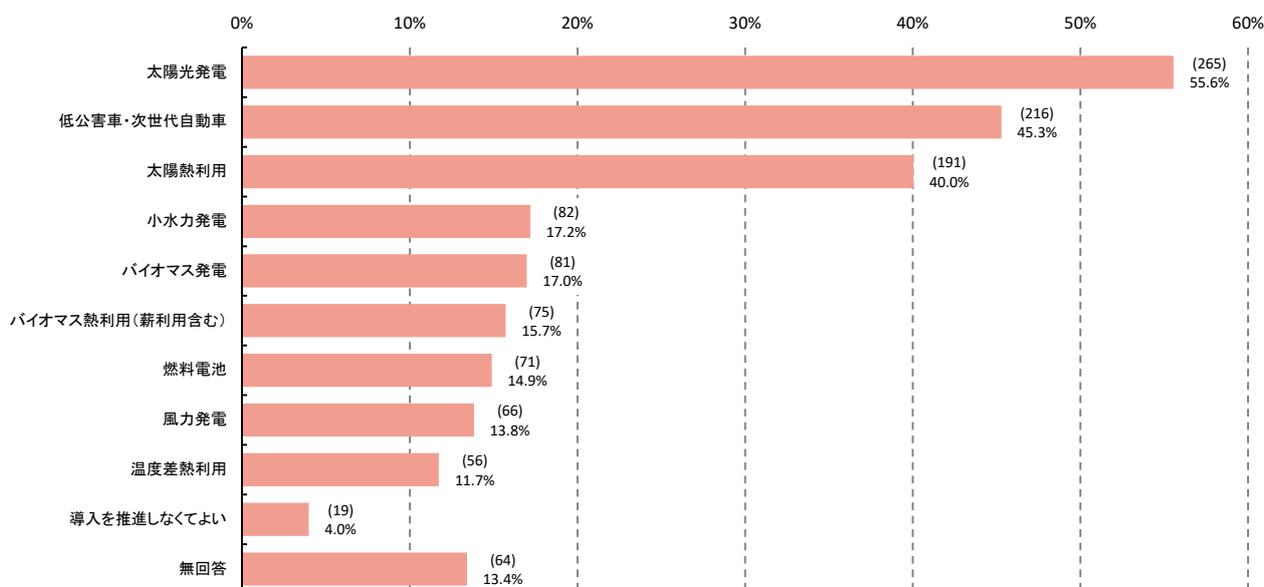
環境保全に向けた行動の取組状況【資料：小学生アンケート調査】

- 「太陽熱温水器」, 「ハイブリッド自動車」 及び 「太陽光発電設備」 を既に導入している市民の割合は 10.9%～12.2%となっています。また「蓄電池」, 「電気自動車」 及び 「燃料電池」 を既に導入している市民の割合は 3%未満と非常に低くなっている一方で, 「導入予定はないが興味はある」と回答した割合は 40.7～43.4%となっており, 関心を持っていることが分かります。



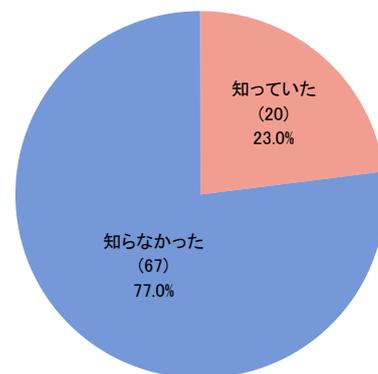
再生可能エネルギー設備等の導入状況【資料：市民アンケート調査】

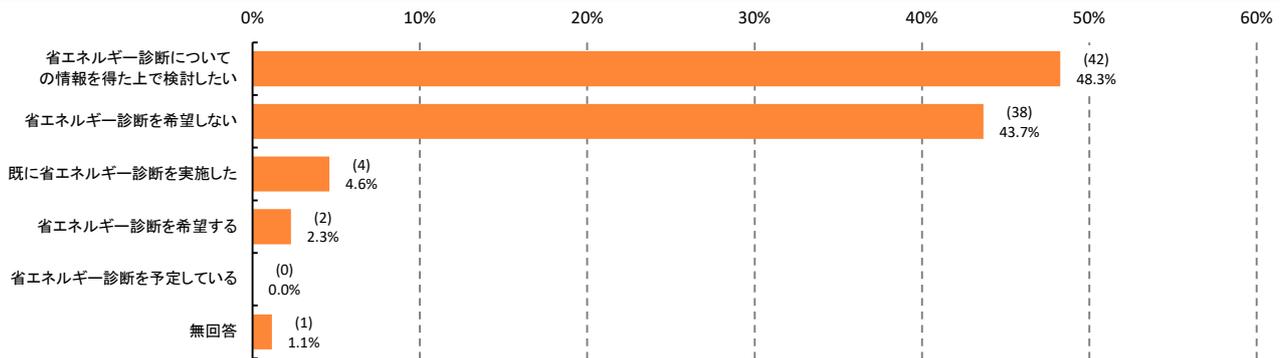
- 三原市で今後導入を推進すべき再生可能エネルギー設備等として、「太陽光発電」を望む市民の割合は55.6%と最も高く、次いで「低公害車・次世代自動車」が45.3%、「太陽熱利用」が40.0%となっています。（複数回答）



三原市で今後導入を推進すべき再生可能エネルギー設備等【資料：市民アンケート調査】

- 事業者の「無料省エネ診断サービス」の認知度は23.0%と低くなっていますが、「省エネルギー診断についての情報を得た上で検討したい」と回答した割合は48.3%となっています。

「無料省エネ診断サービス」の認知度
【資料：事業者アンケート調査】



「無料省エネ診断サービス」の実施意向【資料：事業者アンケート調査】

- ワークショップでは、緑のカーテンや薪ストーブの設置等の取組が進んでいるとの意見が挙がっています。

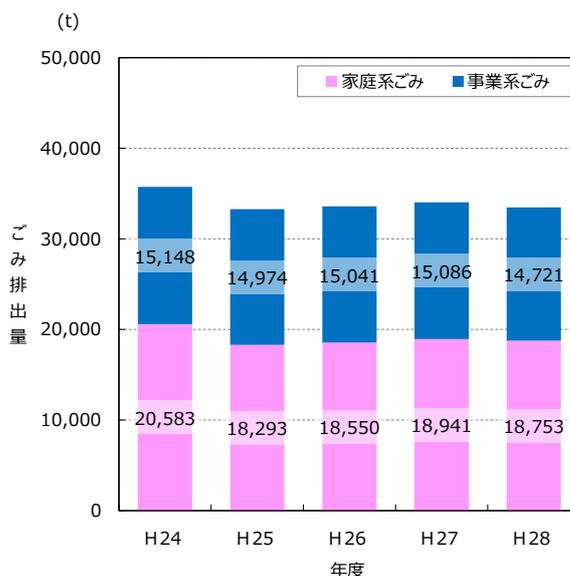
③課題

- 「三原市役所地球温暖化対策実行計画」に基づいて、公共施設への省エネルギー対策や再生可能エネルギーの率先的導入を引き続き推進することにより、市内全体への普及拡大を図っていく必要があります。
- 地球温暖化問題は地球規模の問題ですが、その原因や解決策は私たちの日々の暮らしに直結していることから、市民一人ひとりが地球温暖化対策の重要性を理解して、COOL CHOICE（クールチョイス）の推進等によって、ライフスタイルやビジネススタイルを環境の視点から見直していく必要があります。
- 「家庭用燃料電池システム（エネファーム）設置費補助事業」など、補助事業の実施によって、家庭への省エネルギー設備等の導入を進めていく必要があります。
- 事業者が関心を持っている「無料省エネ診断サービス」など、省エネ対策に資する情報発信を行っていく必要があります。
- 自動車を利用する際には、次世代自動車等の低公害車の選択やエコドライブを心がけるとともに、公共交通機関の利用促進など、環境に配慮した移動手段への転換を図っていく必要があります。
- これまで推進してきた温室効果ガスの排出抑制等の「緩和策」に加え、気候変動によって既に現れている影響や中期的に避けられない影響に対する「適応策」を検討していく必要があります。
- 「フロン排出抑制法」の周知を進め、機器からの漏えい防止や適切な回収、ノンフロン機器への転換等を促進することで、大気中へのフロン類の排出抑制を図っていく必要があります。

(3) 循環

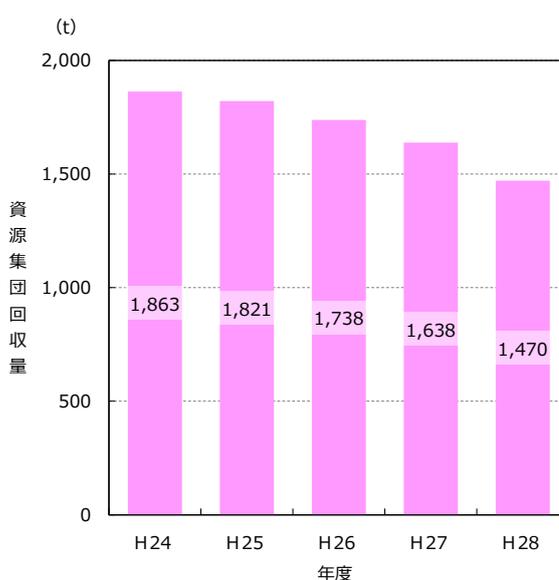
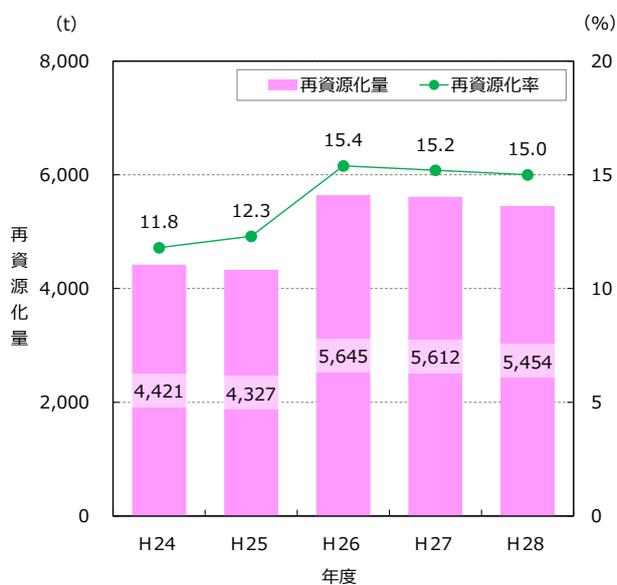
① 現状

- ごみ排出量は、平成 28 年度で家庭系ごみが 18,753t、事業系ごみが 14,721t となっています。家庭系ごみについては、平成 25 年度から有料指定袋制度が導入されたこともあり、18,000t 台に減少していますが、事業系ごみについては概ね横ばいで推移しています。



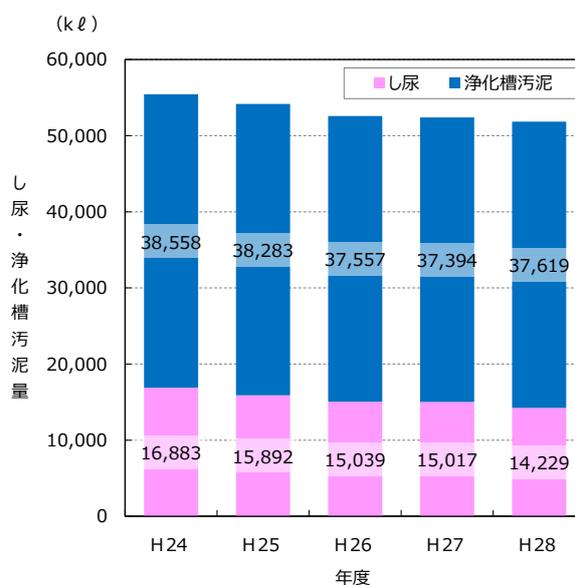
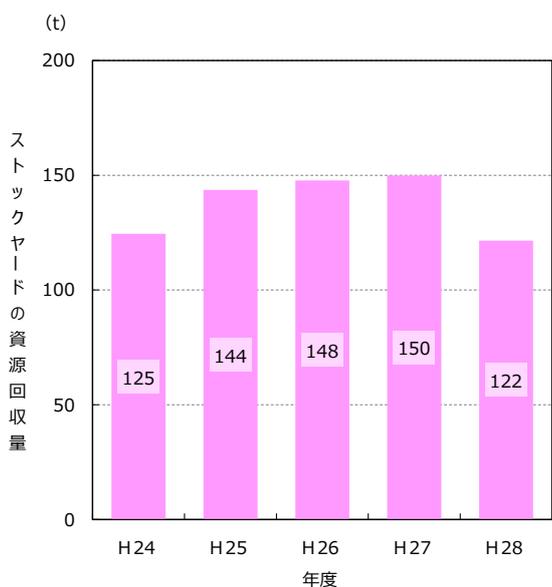
【資料：三原市資料】

- 再資源化量は、平成 28 年度で 5,454t となっており、平成 24 年度に比べて約 23% 増加しています。また、再資源化率は、平成 28 年度で 15.0% となっており、広島県平均の 19.6%（平成 27 年度実績値：広島県資料）に比べて低い水準にあります。
- 古紙等の資源集団回収量は、平成 28 年度で 1,470t となっており、減少傾向で推移しています。



【資料：三原市資料】

- 平成 24 年度に清掃工場敷地内に開設されたストックヤードの資源回収量は、平成 28 年度で 122t となっており、増加傾向で推移していましたが、平成 28 年度から減少傾向に転じています。
- し尿及び浄化槽汚泥量は、平成 28 年度でそれぞれ 14,229kℓ、37,619kℓとなっています。し尿については減少傾向で推移していますが、浄化槽汚泥については概ね横ばいで推移しています。



【資料：三原市資料】

- 「きれいな三原まちづくり条例」を普及啓発するため、間口清掃や巡回パトロール及び定点調査、啓発看板・のぼり旗の設置等を実施しています。

普及啓発活動の実施状況（平成 28 年度）

項目		実施状況
間口清掃	参加人数（人）	1,863
	ごみ収集量（kg）	208
定点調査	調査箇所数（箇所）	8
	ごみの個数（個）	318
のぼり旗	設置枚数（枚）	204
	設置箇所数（箇所）	39

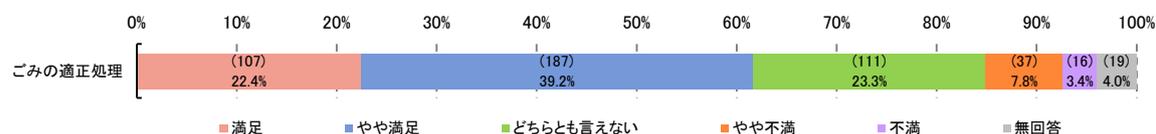
【資料：三原市資料】



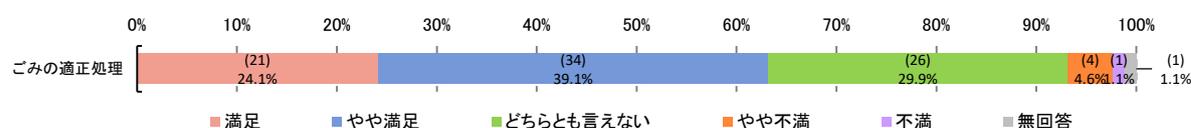
「きれいな三原まちづくり条例」
普及啓発チラシ

② アンケート調査及びワークショップに基づく市民等の意識・行動の現状

- 「ごみの適正処理」に満足している（「満足」及び「やや満足」と回答）市民の割合は61.6%，事業者の割合は63.2%で、ともに高くなっています。また、10年前と比べて、市民及び事業者の約3割が良くなった（「良くなった」及び「やや良くなった」と回答）と感じています。

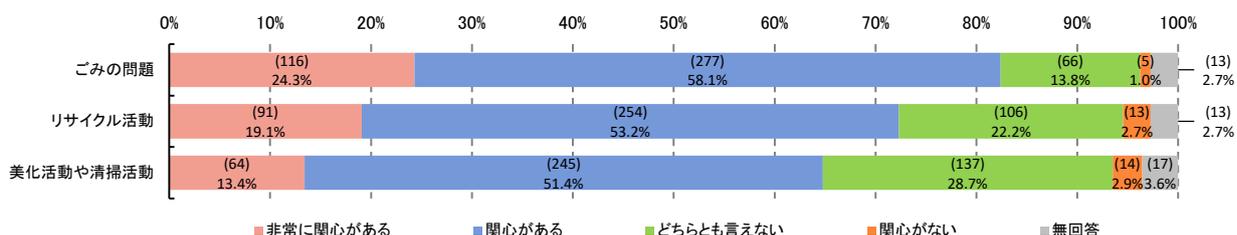


居住地周辺の環境に対する満足度【資料：市民アンケート調査】

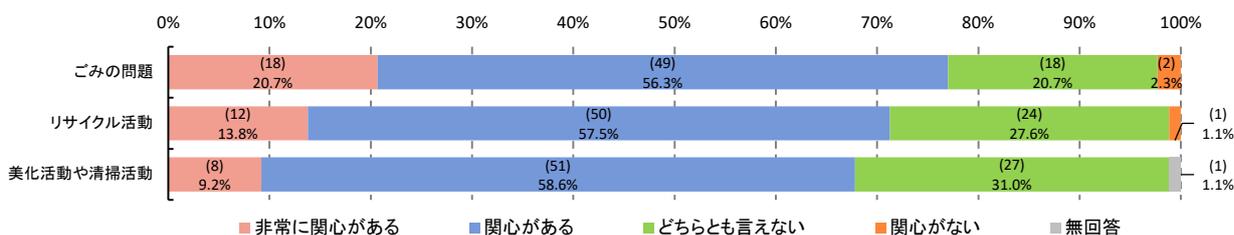


事業所周辺の環境に対する満足度【資料：事業者アンケート調査】

- 「ごみの問題」に関心がある（「非常に关心がある」及び「関心がある」と回答）市民の割合は82.4%，事業者の割合は77.0%で、ともに高くなっています。

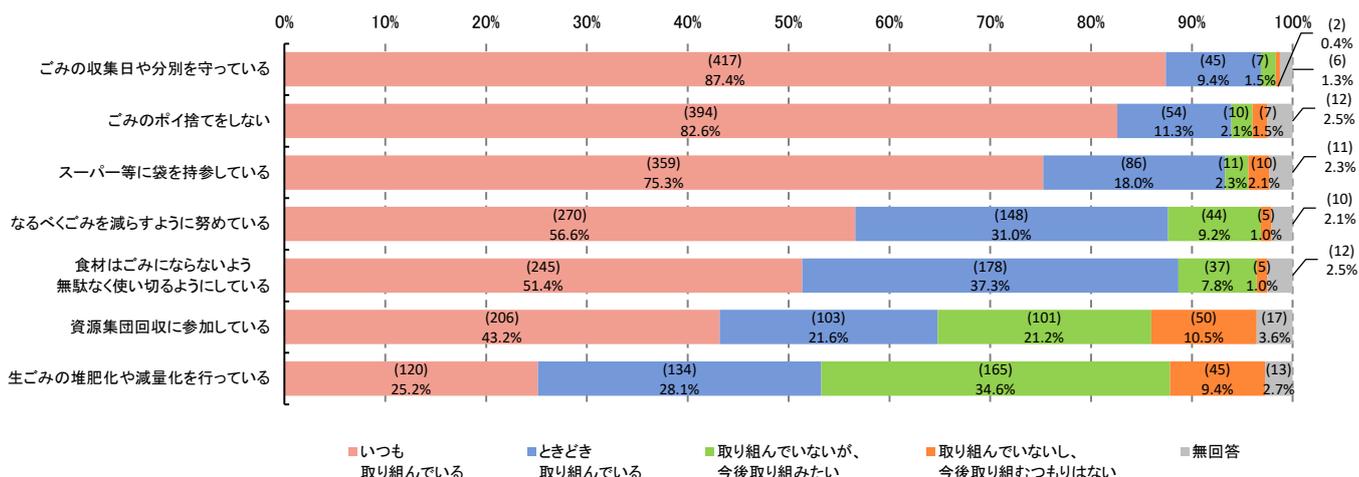


環境に対する関心度【資料：市民アンケート調査】



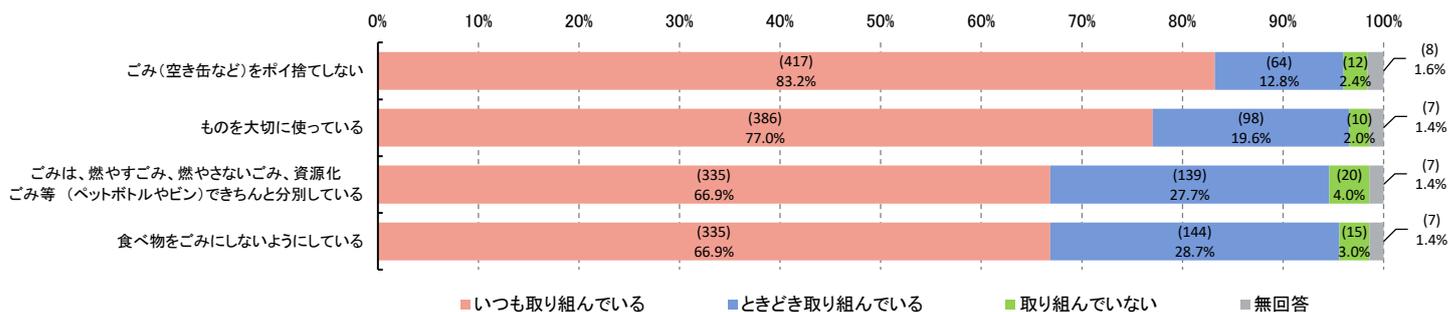
環境に対する関心度【資料：事業者アンケート調査】

- 「ごみの収集日や分別を守っている」に取り組んでいる（「いつも取り組んでいる」及び「ときどき取り組んでいる」と回答）市民の割合は96.8%と最も高く、次いで「ごみのポイ捨てをしない」が93.9%，「スーパー等に袋を持参している」が93.3%となっています。

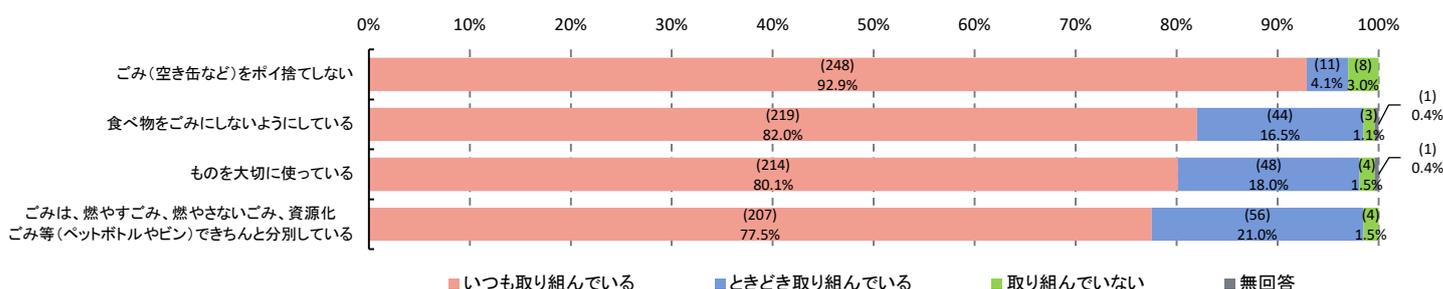


環境保全に向けた行動の取組状況【資料：市民アンケート調査】

- 「ごみ（空き缶など）をポイ捨てしない」など、環境保全に取り組んでいる（「いつも取り組んでいる」及び「ときどき取り組んでいる」と回答）中学生の割合は94.6～96.6%，小学生の割合は97.0～98.5%で、ともに非常に高くなっています。

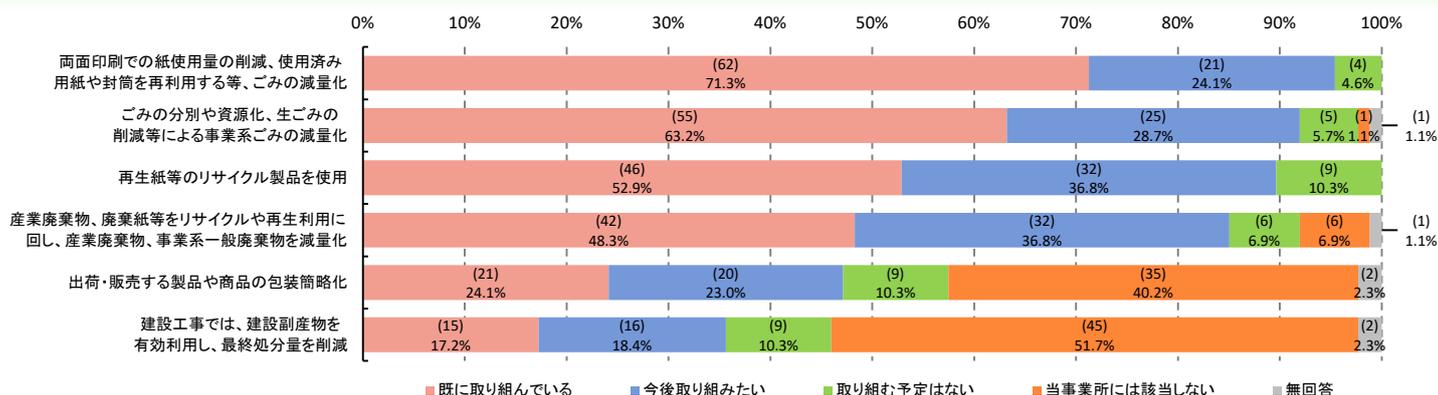


環境保全に向けた行動の取組状況【資料：中学生アンケート調査】



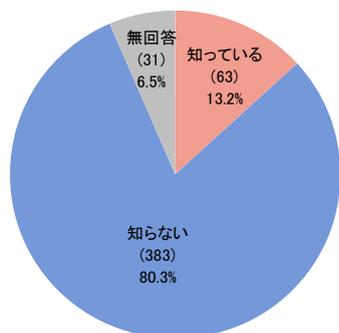
環境保全に向けた行動の取組状況【資料：小学生アンケート調査】

- 「両面印刷での紙使用量の削減，使用済み用紙や封筒を再利用する等，ごみの減量化」に既に取り組んでいる事業者の割合は71.3%と最も高く，次いで「ごみの分別や資源化，生ごみの削減等による事業系ごみの減量化」が63.2%となっています。

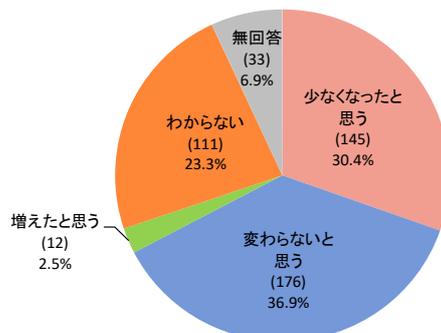


環境保全に向けた行動の実行状況【資料：事業者アンケート調査】

- 市民の「きれいな三原まちづくり条例」の認知度は 13.2%と低くなっていますが、同条例施行後にポイ捨てが「少なくなったと思う」と回答した割合は 30.4%となっています。

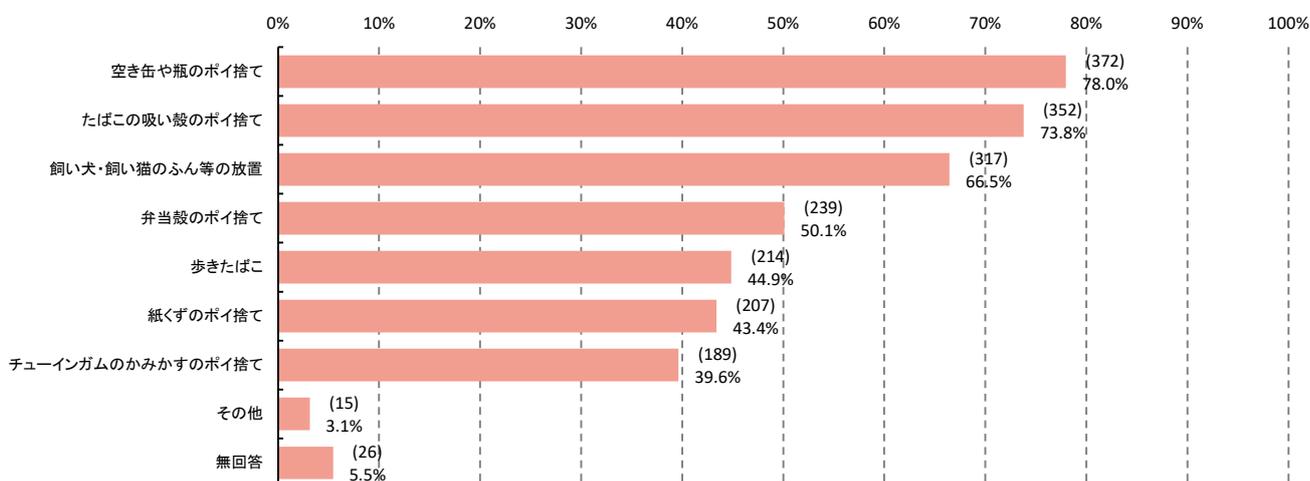


「きれいな三原まちづくり条例」の認知度
【資料：市民アンケート調査】



条例施行後のポイ捨ての発生頻度
【資料：市民アンケート調査】

- 市民の気になる迷惑行為としては、「空き缶や瓶のポイ捨て」が 78.0%と最も多く、次いで「たばこの吸い殻のポイ捨て」が 73.8%、「飼い犬・飼い猫のふん等の放置」が 66.5%となっています。（複数回答） また、ワークショップにおいても、ごみの不法投棄やたばこ等のポイ捨てなど、ごみに対するマナーが悪いとの意見が多く挙がっています。



気になる迷惑行為【資料：市民アンケート調査】

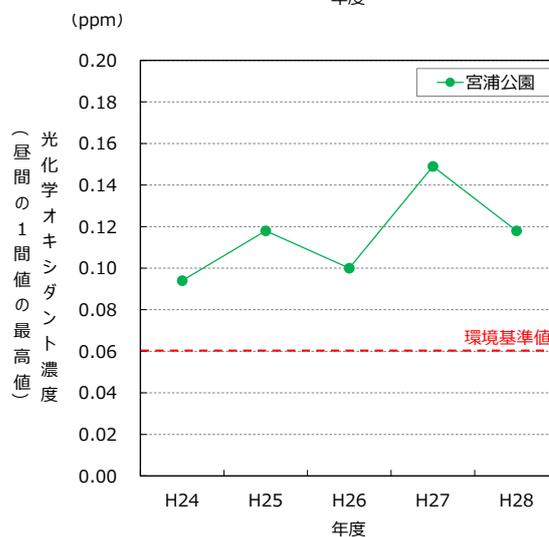
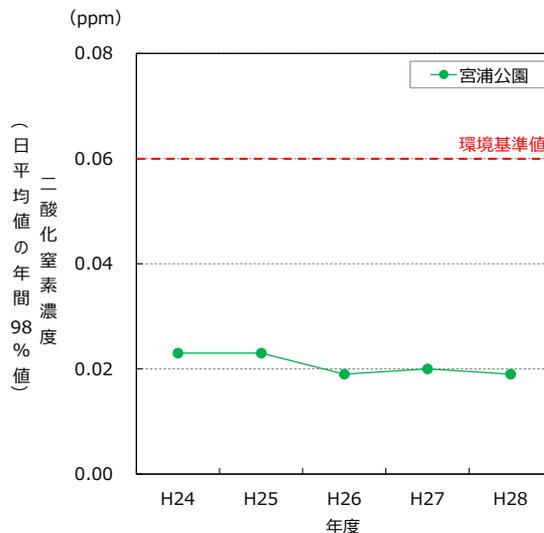
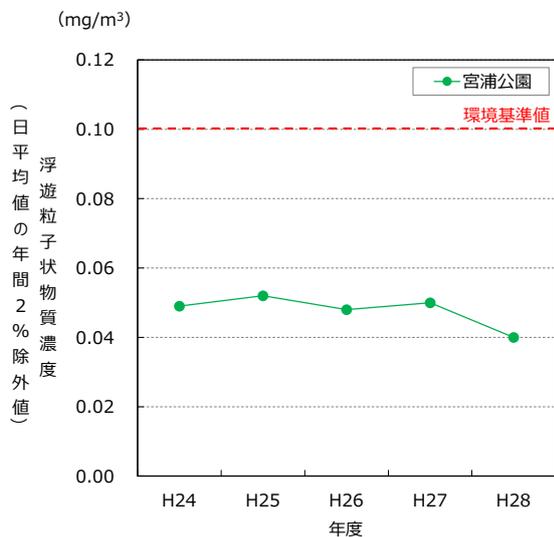
③ 課題

- 市民等にごみの適正処理の意識と行動が浸透しつつありますが、更なるごみの減量化に向けては、市民への意識啓発を進めるとともに、ごみの減量化に関する方法の周知を徹底し、市民一人ひとりが日常生活の中で着実に取り組んでいく必要があります。
- 事業系ごみ排出量の減量化が進んでいないため、排出ルールの遵守徹底や排出指導など、対策を強化していく必要があります。
- 町内会をはじめとした地域での資源集団回収による再資源化を推進していますが、回収量は年々減少傾向にあることから、資源回収業者等との連携を強化し、資源回収量の増加を図っていく必要があります。
- スtockヤードの活用を促進する方策や古紙等拠点回収事業の実施、民間回収事業の利用を促進し、再資源化への意識醸成を図り、再資源化率の向上を図っていく必要があります。
- 市民の「きれいな三原まちづくり条例」の認知度がまだまだ低い現状を踏まえ、ごみに対するマナーの向上や美化意識の向上を図っていく必要があります。

(4) 安全・安心・快適

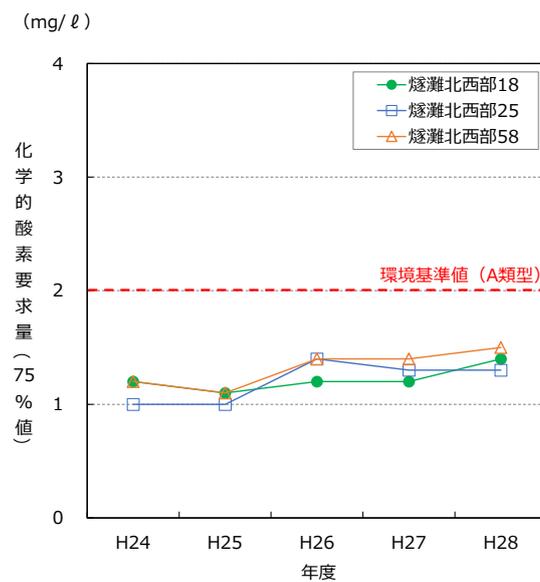
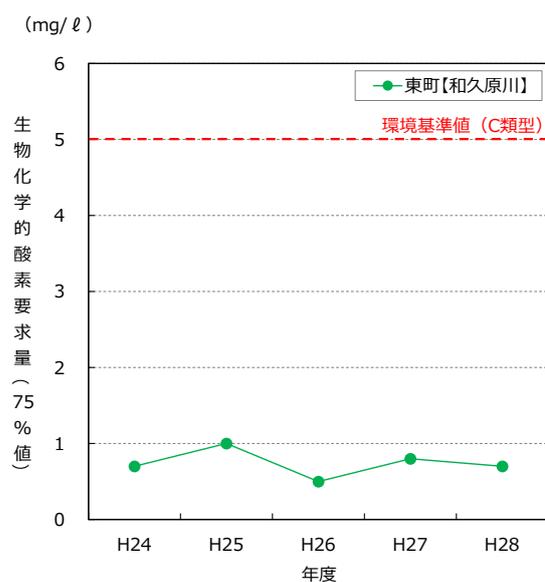
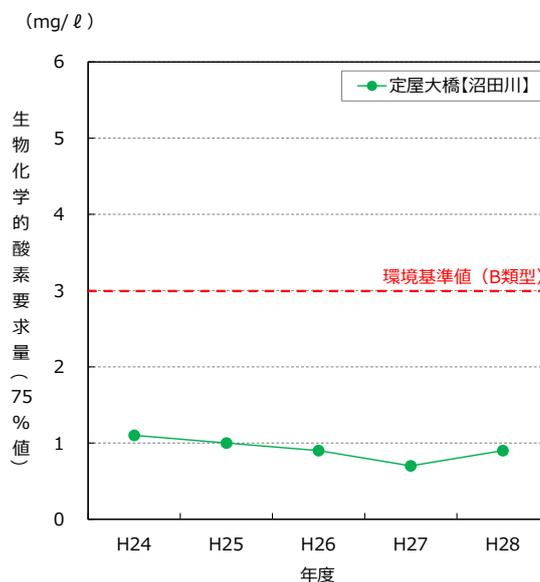
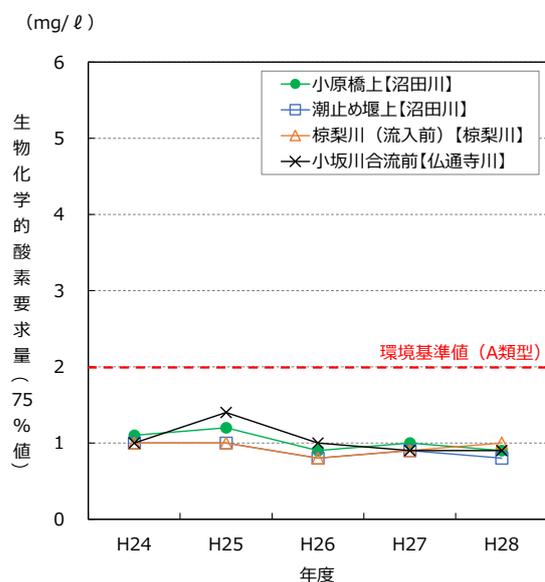
① 現状

- 市内の宮浦公園において、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等の常時監視を行っています。二酸化窒素、浮遊粒子状物質については、環境基準を継続的に達成していますが、光化学オキシダントは環境基準を達成していません。



【資料：広島県環境データ集】

- 市内の河川 6 地点と海域 3 地点において、水質の定点監視を毎年度行っています。河川の BOD（生物化学的酸素要求量）及び海域の COD（化学的酸素要求量）は、環境基準を継続的に達成しています。



注）調査地点名は、環境基準点（その水域の水質を代表する地点）の名称を示します。

【資料：広島県環境データ集】

- 市内の主要道路沿道において、自動車騒音の測定を毎年度行っています。平成 28 年度では、市内の 66 地点において測定を行っており、国道 2 号沿道の 3 地点及び国道 185 号沿道の 1 地点、県道 55 号（尾道三原線）沿道の 1 地点及び県道 75 号（三原竹原線）沿道の 1 地点については、環境基準を達成していません。

- 公害苦情件数は、平成 28 年度で計 56 件となっており、平成 25 年度から減少傾向で推移しています。その内訳を見ると、不法投棄が 35 件と最も多く、次いで野焼きが 9 件、騒音及び悪臭が同数の 5 件の順となっています。

公害苦情件数

項目	苦情件数（件）				
	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
大気汚染	0	0	0	0	1
水質汚濁	1	7	4	3	1
騒音	8	5	9	2	5
振動	1	1	0	1	0
悪臭	12	1	1	3	5
土壌汚染	0	0	0	0	0
不法投棄	54	58	35	38	35
野焼き	30	36	30	16	9
合 計	106	108	79	63	56

【資料：三原市資料】

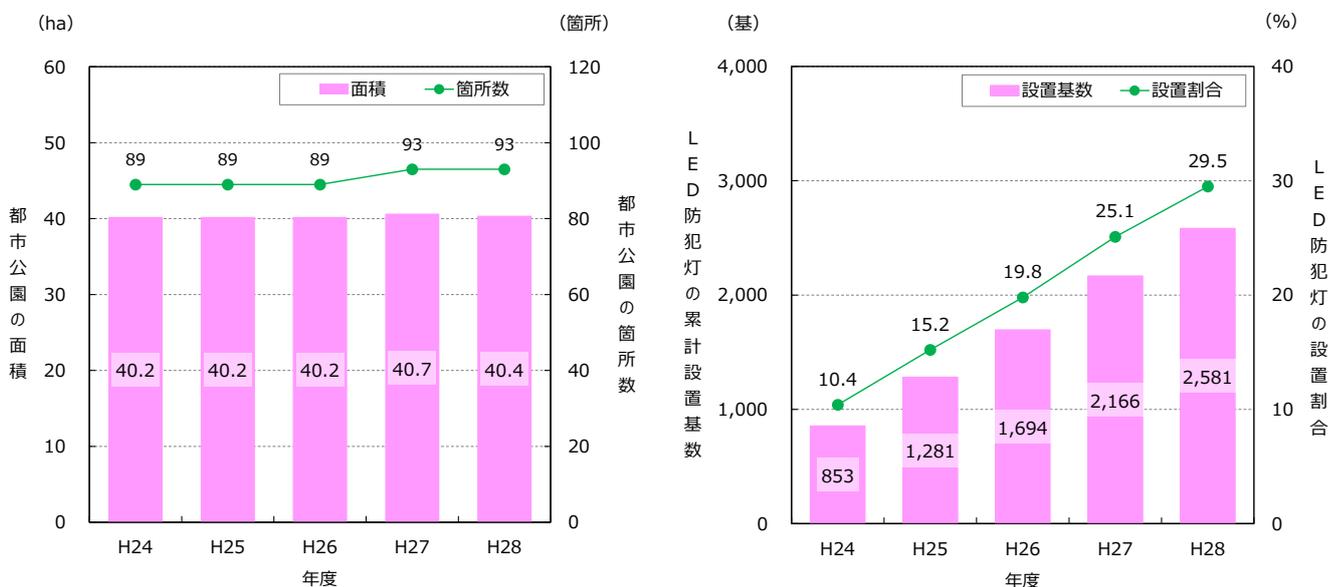
- 文化財登録件数は、平成 29 年 4 月 30 日現在で、国指定が 23 件、県指定が 59 件、市指定が 200 件となっています。
- 地域別避難場所数は、平成 29 年 8 月現在で、三原地域が 54 箇所、本郷地域が 26 箇所、久井地域が 25 箇所、大和地域が 20 箇所となっています。

地域別避難場所数（平成 29 年 8 月現在）

地域	避難場所数 （箇所）
三原地域	54
本郷地域	26
久井地域	25
大和地域	20
合 計	125

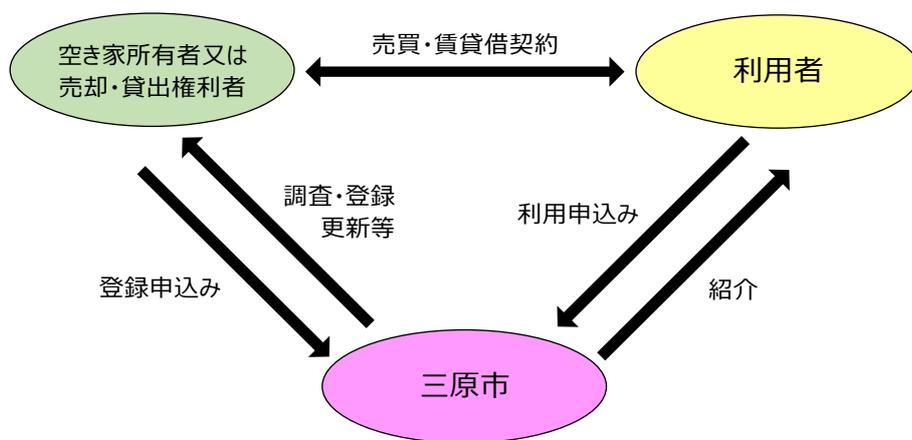
【資料：三原市資料】

- 都市公園の面積及び箇所数は、平成28年度末現在でそれぞれ40.4ha、93箇所となっています。箇所数は増加傾向にある一方で、面積は概ね横ばいで推移しています。
- LED防犯灯の累計設置基数及び防犯灯設置総数に対するLED防犯灯の設置割合は、平成28年度末現在でそれぞれ2,581基、29.5%となっており、設置を順次進めています。



【資料：三原市資料】

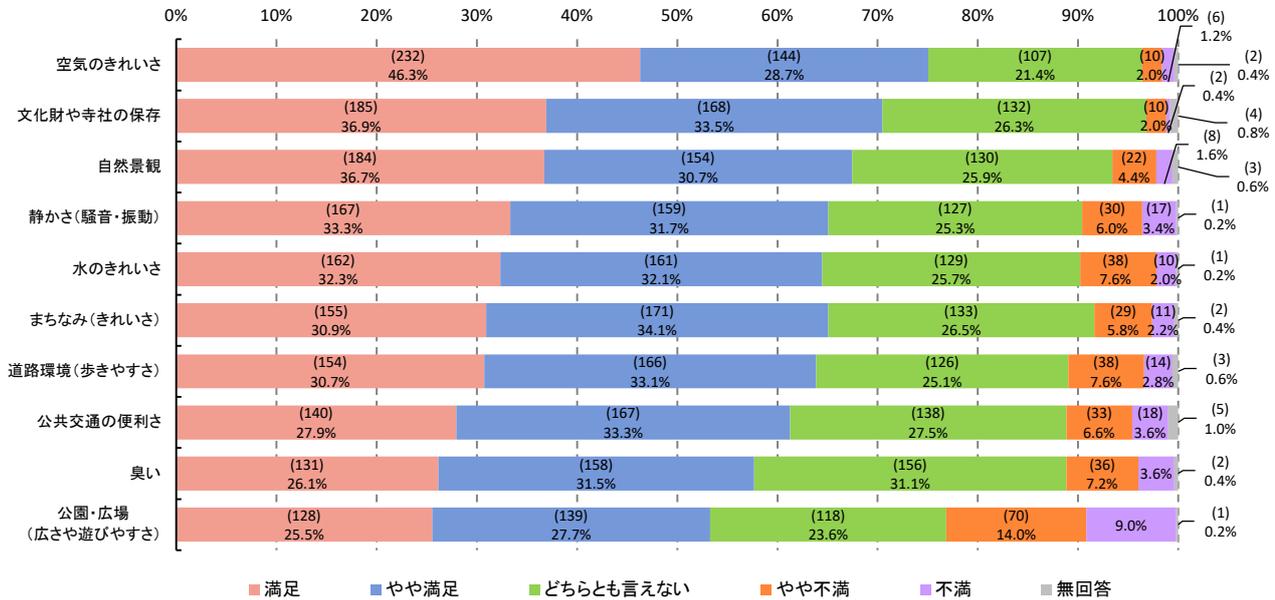
- 市内の空き家の有効活用を通じ、家屋等の資産の保全や定住促進・地域活性化を図ることを目的とした「空き家バンク制度」の創設や、周辺地域における空き家の流動化を促進し、移住者増加をめざす「空き家改修等支援事業補助金」による改修費や家財整理に要する経費の補助等を行っています。



空き家バンク制度の事業概要

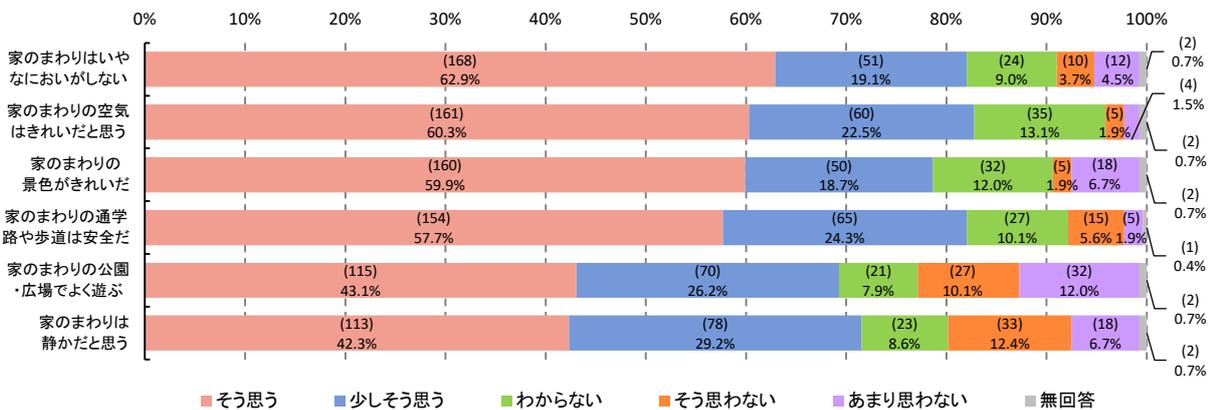
② アンケート調査及びワークショップに基づく市民等の意識・行動の現状

- 「空気のきれいさ」及び「文化財や寺社の保存」に満足している（「満足」及び「やや満足」と回答）中学生の割合は、それぞれ75.0%，70.4%と高くなっています。



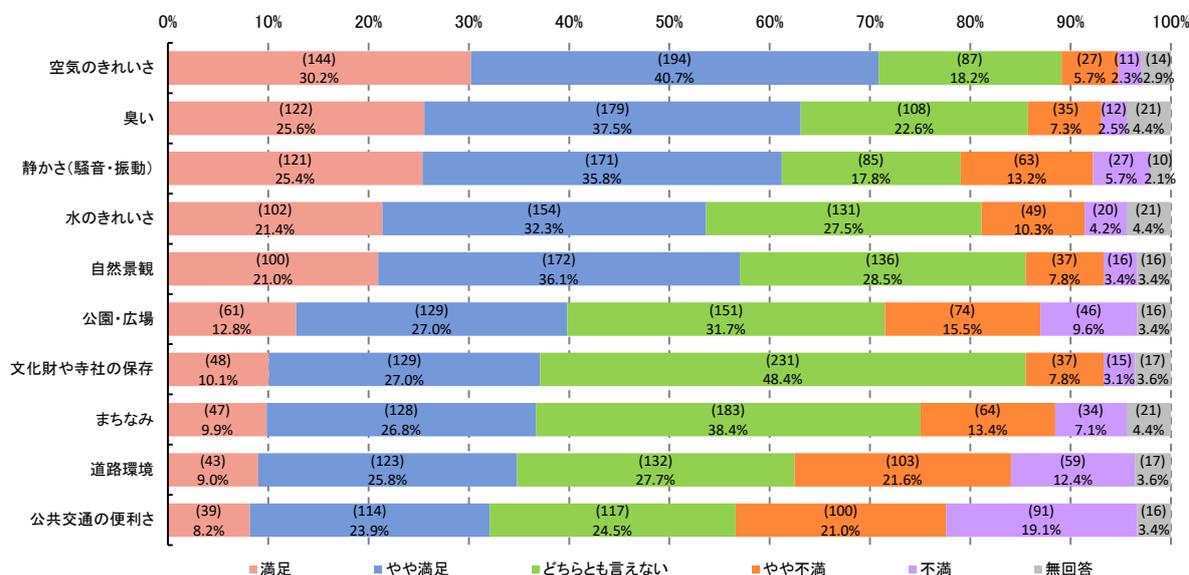
居住地周辺の環境に対する満足度【資料：中学生アンケート調査】

- 「家のまわりの空気はきれいだと思う」及び「家のまわりの通学路や歩道は安全だ」と思っている（「そう思う」及び「少しそう思う」と回答）小学生の割合は、それぞれ82.8%，82.0%と高くなっています。



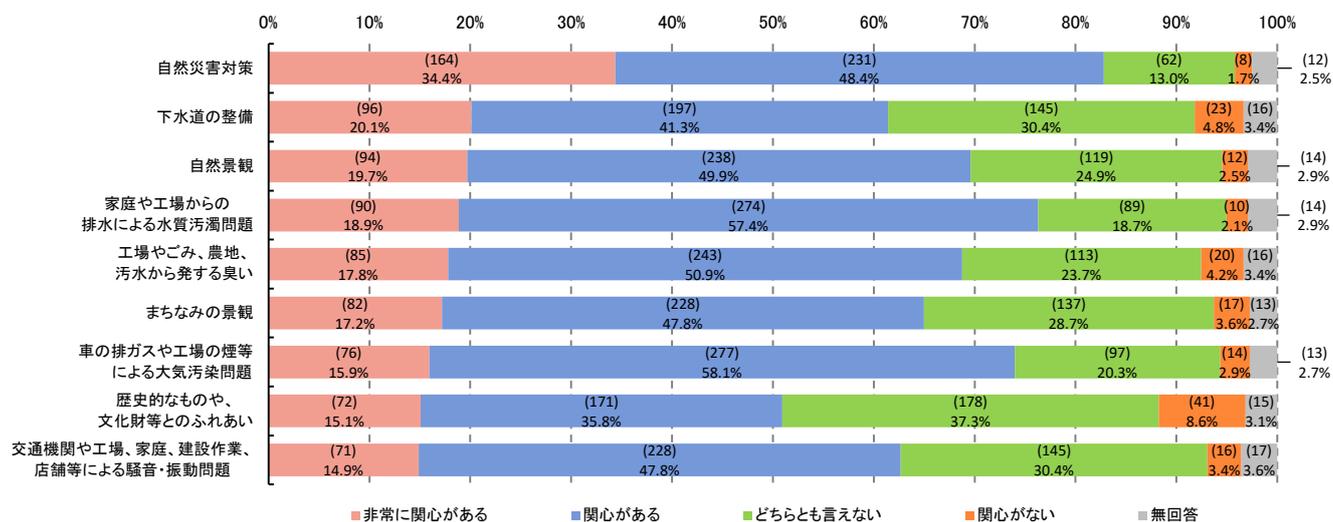
居住地周辺の環境に対する認識【資料：小学生アンケート調査】

- 「公共交通の便利さ」に満足している（「満足」及び「やや満足」と回答）市民の割合は32.1%と低く、次いで「道路環境」が34.8%、「公園・広場」が39.8%となっています。

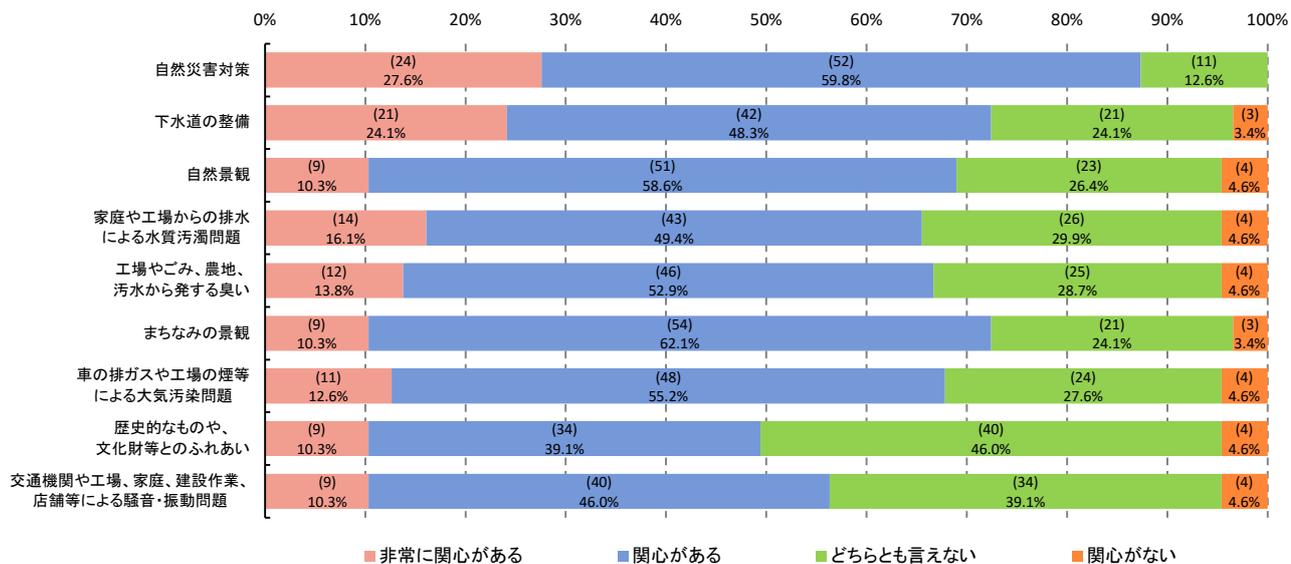


居住地周辺の環境に対する満足度【資料：市民アンケート調査】

- 「自然災害対策」に関心がある（「非常に关心がある」及び「関心がある」と回答）市民の割合は82.8%、事業者の割合は87.4%で、ともに高くなっています。また、ワークショップにおいても、沼田川に近い本郷地域では、災害発生時に予想される水害の範囲やその程度等の情報を周知していく必要があるとの意見が挙がっています。

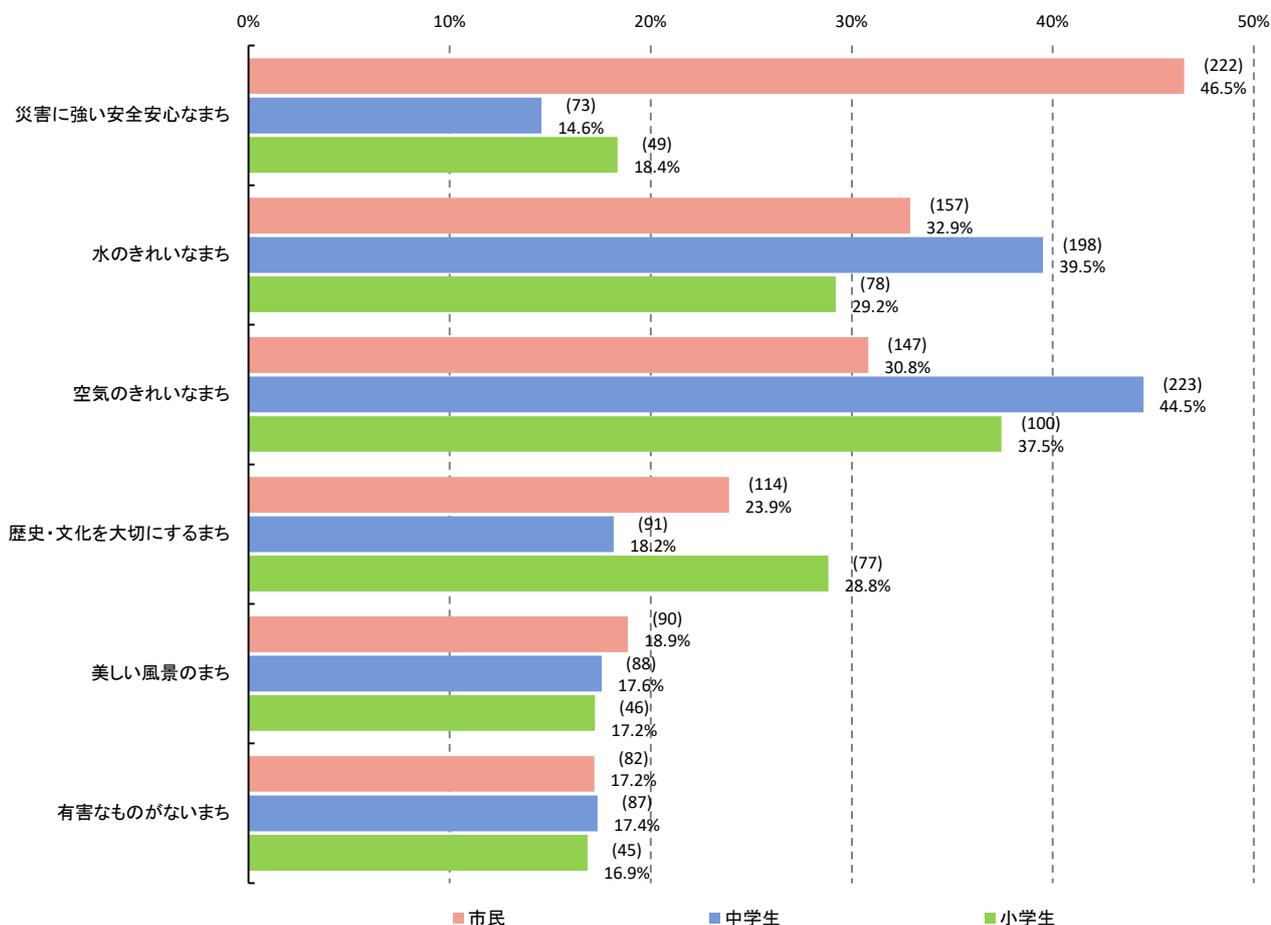


環境に対する関心度【資料：市民アンケート調査】



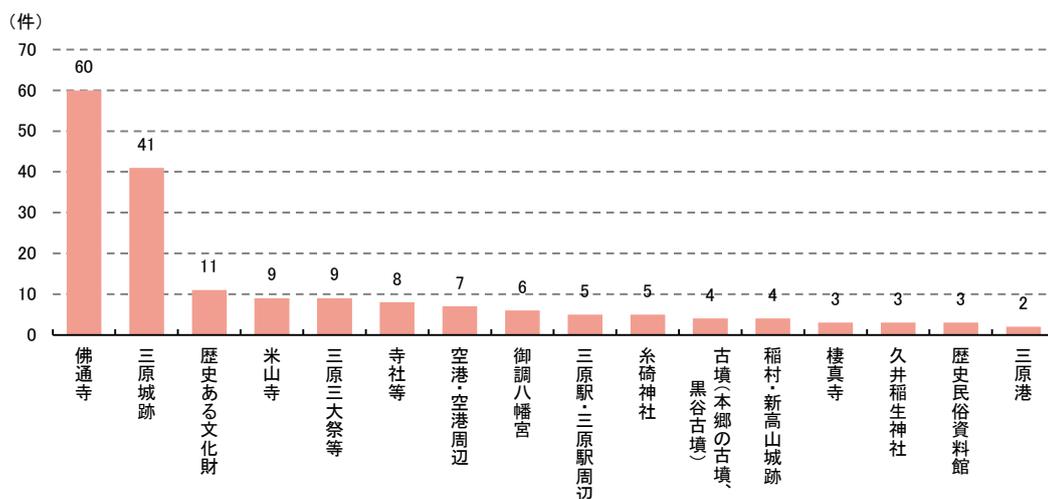
環境に対する関心度【資料：事業者アンケート調査】

- 三原市の将来像として、「災害に強い安全安心なまち」を望む市民の割合が最も高くなっています。また、中学生及び小学生では、「空気のきれいなまち」が最も高くなっています。（複数回答）



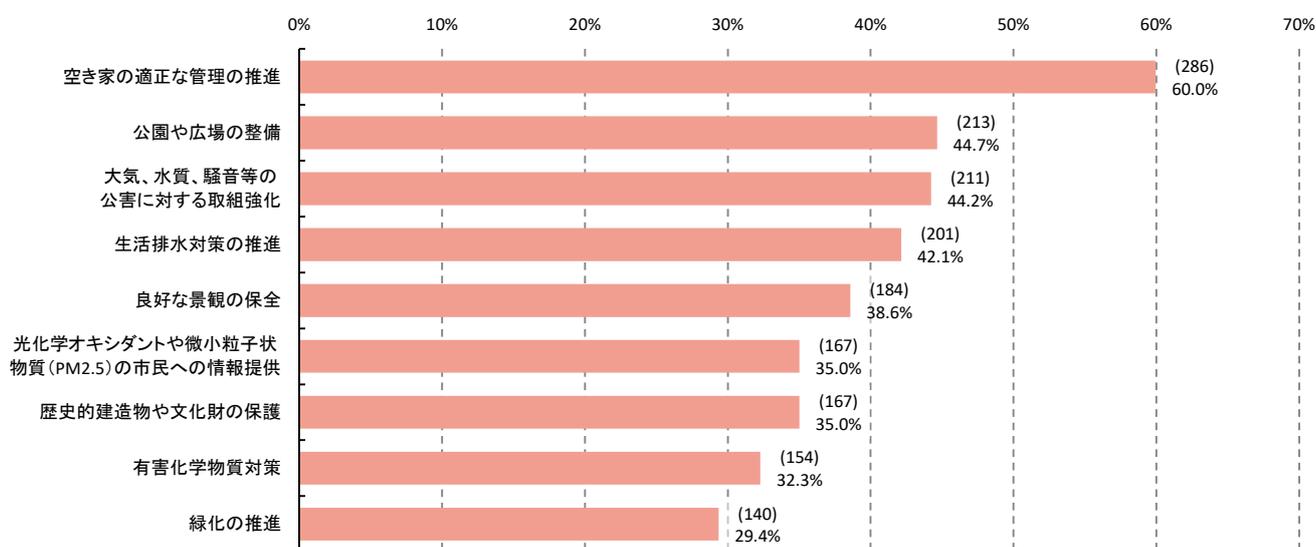
三原市の将来像【資料：市民・中学生・小学生アンケート調査】

- これからも大切にしていきたい文化財として、佛通寺や三原城跡を挙げる市民が多くなっています。（自由記述）



これからも大切にしていきたい文化財【資料：市民アンケート調査】

- 三原市に今後期待する取組として、「空き家の適正な管理の推進」を望む市民の割合は60.0%と高くなっています。（複数回答） また、ワークショップにおいても、空き家の増加によって発生する問題や空き家の活用方法等について意見が挙がっています。



三原市に今後期待する取組【資料：市民アンケート調査】

③課題

- 生活環境は概ね良好な状態で維持されているものの、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、土壌汚染等の未然防止に向けて、今後も広島県等と連携して監視を継続していくとともに、これらの発生につながる日常生活上の行動及び事業活動に対して啓発・指導を継続していく必要があります。
- 国、広島県、近隣自治体等の関係機関と連携を強化し、市単独での対応が困難な光化学オキシダントなど、広域的な環境問題に対応していく必要があります。
- 個人の生活に起因する騒音や野焼き、不法投棄など、生活型の公害をなくすためには、市民一人ひとりが日常生活の中で環境に配慮する意識の向上に努めていく必要があります。
- 市内には未調査の文化財が多く存在することから、市全体の歴史・文化財の調査や、保存・活用を計画的に行っていく必要があります。
- 文化財等の保全・活用を進め、歴史・文化活動の促進を図っていくとともに、観光資源としても活用を進め、三原市に豊かな歴史・文化が根付いていることを市内外に PR していく必要があります。
- 公園や緑地の計画的な整備・維持管理を推進し、潤いと安らぎの空間としての機能や、災害時の避難場所としての機能等の拡充を図っていく必要があります。
- 緑豊かな都市環境の整備を総合的に推進するため、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）を策定する必要があります。
- 公共交通機関の維持に向けては、市民の「公共交通の便利さ」に対する満足度が低い現状を踏まえ、交通事業者と協働して、利用者のニーズの変化に対応したより良い公共交通のあり方を模索していくとともに、市民一人ひとりがその有用性を理解し、安易なマイカー利用をしないという意識を育てていく必要があります。
- 安全な歩行空間の確保や地球温暖化防止の観点から、LED 防犯灯の設置を引き続き進めていく必要があります。
- 適切な管理が行われていない空き家等は、防災、衛生、景観等の観点から、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性があり、市民から対策を望む回答が多く挙がっていることも踏まえ、空き家活用等の対策に取り組んでいく必要があります。

(5) 市民協働

①現状

- 空き缶ごみ等散乱追放キャンペーンの実施状況は、平成 29 年度で参加人数が 850 人、可燃ごみの回収量が 2,420kg、不燃ごみの回収量が 340kg となっています。

空き缶ごみ散乱追放キャンペーンの実施状況（平成 29 年度）

項目		実施状況
実施日		平成 29 年 6 月 11 日
参加人数（人）		850
ごみ量の 回収量	可燃ごみ（kg）	2,420
	不燃ごみ（kg）	340

【資料：三原市資料】

- まちづくり支援団体数は、平成 28 年度で 12 団体となっており、概ね横ばいで推移しています。また、環境保全活動を行う市民団体数は、平成 28 年度で 190 団体となっており、増加傾向にあります。

まちづくり支援団体数

項目	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
まちづくり支援団体数（団体）	12	14	9	8	12
環境保全活動を行う市民団体数（団体）	183	186	186	186	190

【資料：三原市資料】

- 平成 28 年度の環境に関する出前講座は、開催回数が 2 回、参加人数が 50 人、自然観察会は、開催回数が 4 回、参加人数が 115 人、水辺・海辺教室は、開催回数が 12 回、参加人数が 422 人となっています。

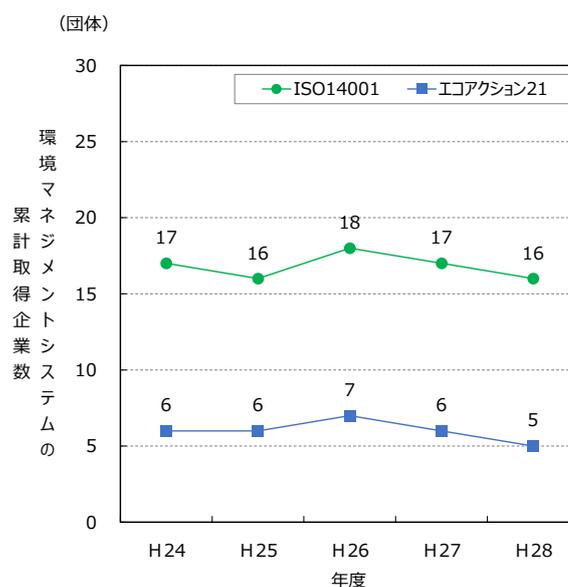
環境に関する出前講座等の開催状況

項目		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
環境に関する 出前講座	開催回数（回/年）	1	3	3	4	2
	参加人数（延べ人数）	11	119	112	122	50
自然観察会	開催回数（回/年）	6	4	4	4	4
	参加人数（延べ人数）	-※	96	150	97	115
水辺・海辺 教室	開催回数（回/年）	18	12	12	14	12
	参加人数（延べ人数）	762	484	507	540	422

※自然観察会の参加人数の把握は、平成 25 年度以降から行っています。

【資料：三原市資料】

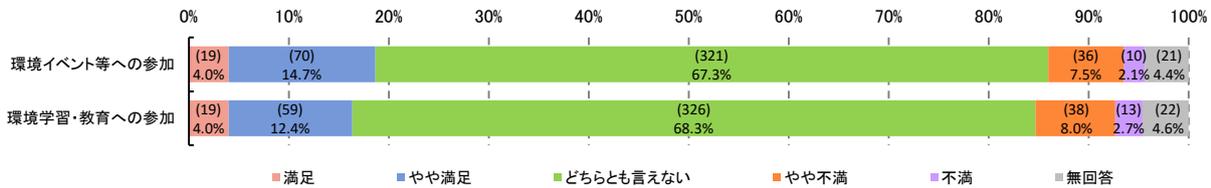
- 環境マネジメントシステムの累計取得企業数は、平成 28 年度で ISO14001 が 16 団体、エコアクション 21 が 5 団体となっており、両者とも概ね横ばいで推移しています。



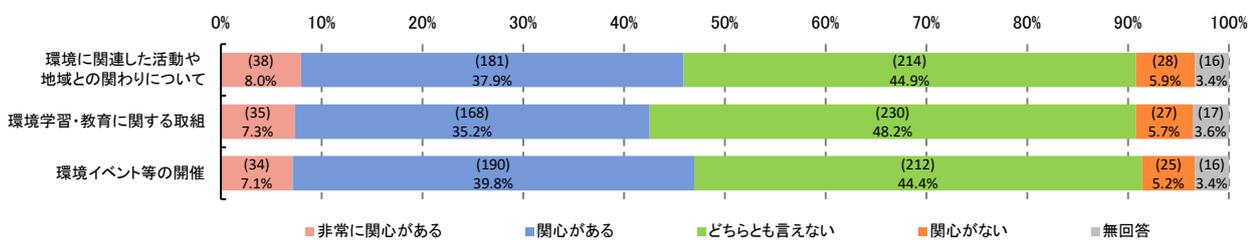
【資料：三原市資料】

②アンケート調査及びワークショップに基づく市民等の意識・行動の現状

- 「環境イベント等への参加」及び「環境学習・教育への参加」に満足している（「満足」及び「やや満足」と回答）市民の割合は、それぞれ 18.7%、16.4%と低くなっています。また、「環境に関連した活動や地域との関わりについて」等に関心がある（「非常に関心がある」及び「関心がある」と回答）市民の割合は、42.5～46.9%となっています。

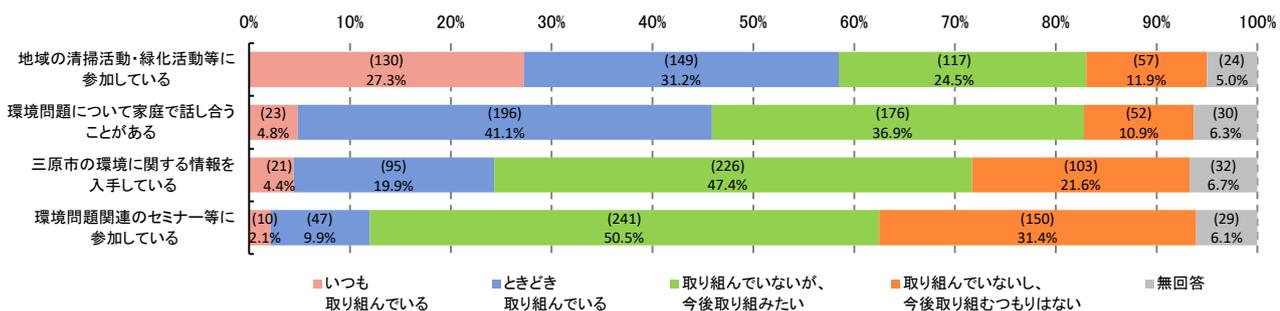


居住地周辺の環境に対する満足度【資料：市民アンケート調査】



環境に対する関心度【資料：市民アンケート調査】

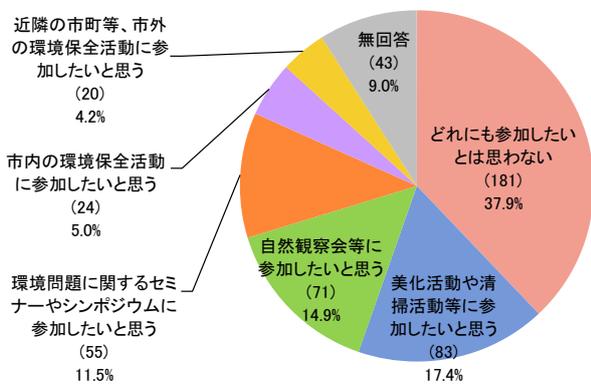
- 「三原市の環境に関する情報を入手している」及び「環境問題関連のセミナー等に参加している」に取り組んでいる（「いつも取り組んでいる」及び「ときどき取り組んでいる」と回答）市民の割合は、それぞれ 24.3%、12.0%と低くなっている一方で、取組意のある（「取り組んでいないが、今後取り組みたい」と回答）市民の割合は、それぞれ 47.4%、50.5%と高くなっています。



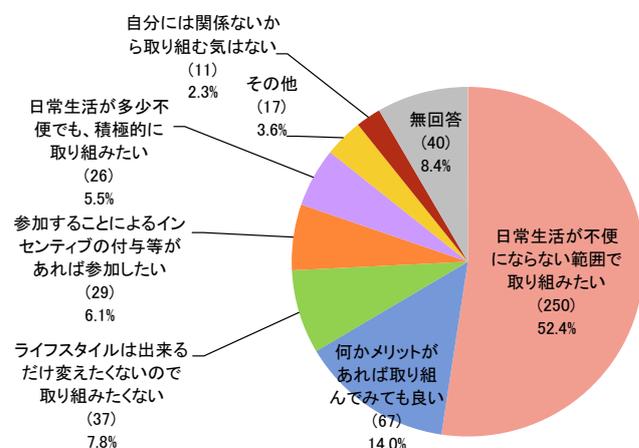
環境保全に向けた行動の取組状況【資料：市民アンケート調査】

- 環境保全活動等への参加意向については、「どれにも参加したいと思わない」と回答した市民の割合は 37.9%と最も高くなっている一方で、「美化活動や清掃活動等に参加したいと思う」は 17.4%、「自然観察会等に参加したいと思う」は 14.9%など、市民の約 5 割が何らかの形で参加意向を持っています。
- 環境保全活動への参加意欲については、「日常生活が不便にならない範囲で取り組みたい」と回答した市民の割合は 52.4%、「何かメリットがあれば取り組んでみても良い」は 14.0%など、市民の大半が前向きな姿勢を持っています。

- ワークショップでは、町内会等が中心となった地域の環境保全活動に、地域住民やボランティア等の多くの方が参加しており、それによって良好な環境が保全されているとの意見が挙がっています。

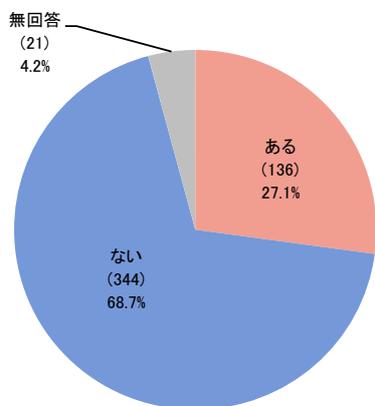


環境保全活動等への参加意向
【資料：市民アンケート調査】

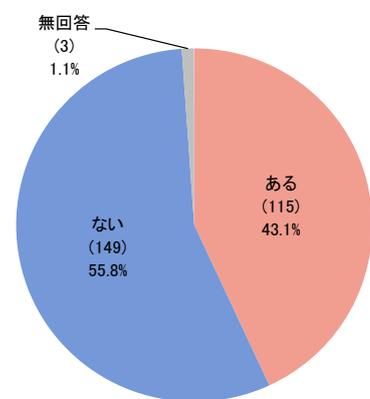


環境保全活動等への参加意欲
【資料：市民アンケート調査】

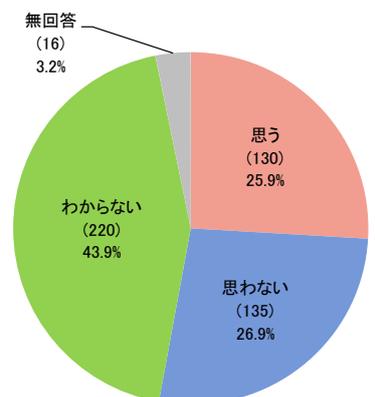
- 環境イベント等への参加経験がある小学生の割合は 43.1%となっていますが、中学生の割合は 27.1%と低くなっています。また、自然体験教室等への参加意向を持っている小学生の割合は 56.2%となっていますが、中学生の割合は 25.9%と低くなっています。



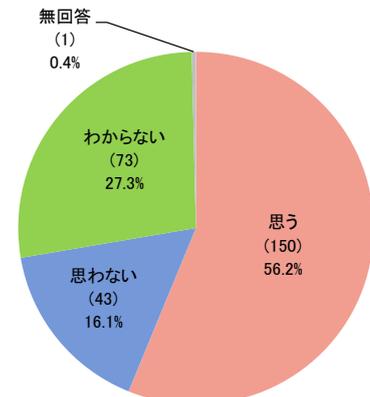
環境イベント等への参加経験
【資料：中学生アンケート調査】



環境イベント等への参加経験
【資料：小学生アンケート調査】

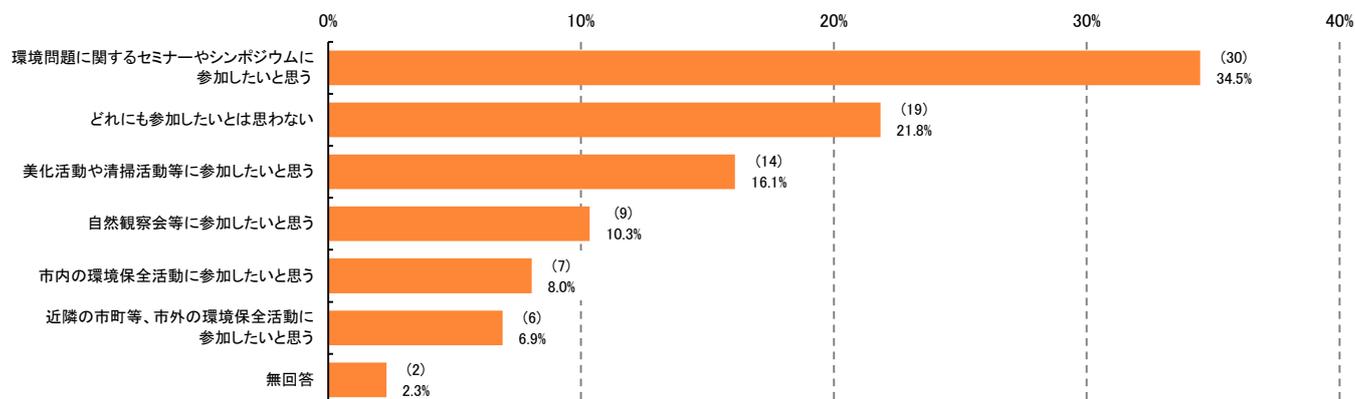


自然体験教室等への参加意向
【資料：中学生アンケート調査】



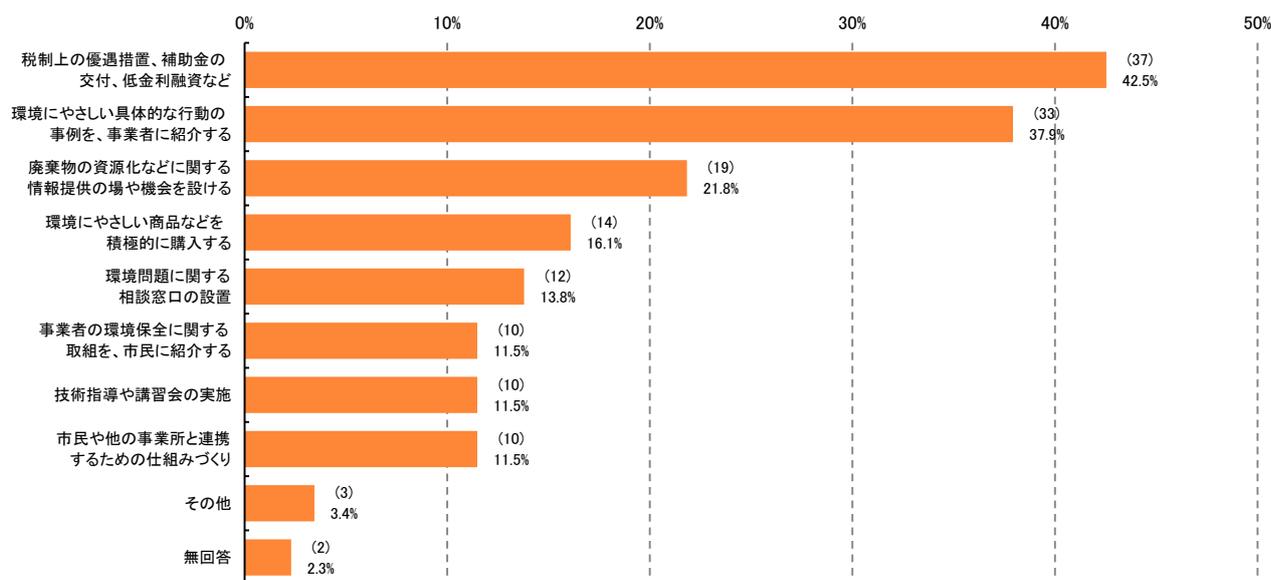
自然体験教室等への参加意向
【資料：小学生アンケート調査】

- 「環境問題に関するセミナーやシンポジウムに参加したいと思う」と回答した事業者の割合は 34.5%と最も高くなっています。



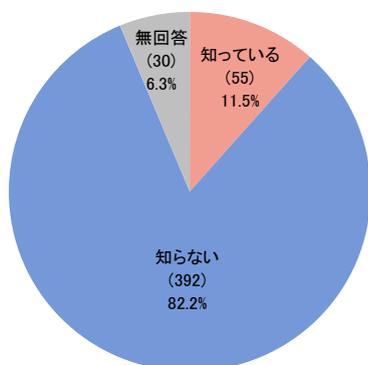
環境保全活動等への参加意向【資料：事業者アンケート調査】

- 三原市に今後期待する取組として、「税制上の優遇措置、補助金の交付、低金利融資など」を望む事業者の割合は 42.5%と最も高く、次いで「環境にやさしい具体的な行動の事例を、事業者に紹介する」が 37.9%となっています。（複数回答）

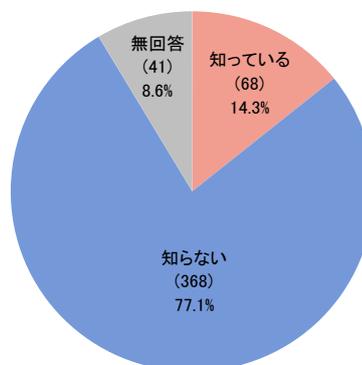


三原市に今後期待する取組【資料：事業者アンケート調査】

- 市民の「三原市環境基本計画」及び毎年度発行している「みはらの環境」の認知度は、それぞれ11.5%、14.3%と低くなっています。



「三原市環境基本計画」の認知度
【資料：市民アンケート調査】



「みはらの環境」の認知度
【資料：市民アンケート調査】

- 「テレビ・ラジオ」、「新聞」、「三原市や広島県の広報紙」及び「インターネット（三原市のホームページ等）」が、市民及び事業者の環境情報の主な入手手段となっています。

③ 課題

- 豊かな自然を活かして、これまでも自然とのふれあいを通じた環境学習・教育を進めてきましたが、市民の満足度及び関心度がともに低いのが現状です。その一方で、環境問題関連のセミナー等への参加意向を持っている市民や、自然体験教室等への参加意向を持っている中学生及び小学生が少なくないことを踏まえ、受け手の関心を把握した上で、学習内容の充実を図っていく必要があります。
- 身近な自然環境を活用した環境学習の場の整備や、歴史・文化について学ぶ機会の充実など、学習会やセミナーに参加しやすい環境づくりを進めていく必要があります。
- 環境学習の更なる推進を図るためには、環境分野の専門家や市民団体等との連携を強化し、環境学習に携わる人材の育成及び確保を行っていく必要があります。
- 空き缶等ごみ散乱追放キャンペーンなど、環境美化活動を中心として、地域や市全体で組織的活動が展開されていますが、環境保全活動への参加意向を持つ市民が多いことを踏まえ、活動の更なる拡大を図っていく必要があります。
- 市内の環境保全に関する情報が市民等に十分に届いていない状況にあることから、多様な情報媒体の活用や、情報の受け手の関心に応じた内容の検討など、情報発信の方法を工夫していく必要があります。
- 事業者から、「環境にやさしい具体的な行動の事例の紹介」を望む回答が多く挙がっていることから、様々な主体を対象とした学習プログラムを整備していく必要があります。
- 環境保全活動を引き継いでいく新たな人材の確保が急務となっているため、今後更なる増加が見込まれるシニア世代など、今まで環境に興味がなかった人を各種活動に巻き込んでいく必要があります。
- 事業者に対して、ISO14001 やエコアクション 21 等の認証取得の促進を図っていく必要があります。

2.3 第1次計画の評価

第1次計画では、計画の進捗状況を把握するための「指標」を設定し、毎年度、点検・評価を行ってきました。平成28年度の実績値に基づく、第1次計画の評価は下表に示すとおりです。

評価については、平成28年度の実績値が目標値を達成しているものは「○」、概ね達成できそうなものは「△」（基準年度以降、年度によって達成しているものは「△」）、達成が困難なものは「×」としています。

目標値が設定された23の指標のうち、10の指標については目標値の達成が困難となっています。その理由として、一般廃棄物の再資源化量や再資源化率については、事業系ごみの再資源化促進に向けた分別の細分化が実施できなかったこと等があげられます。また、給水普及率については、上水道整備地域において、現在使用している井戸水から上水道への移行が進んでいないこと等があげられます。

第1次計画の評価【1/2】

指標	基準値	実績値 (H28年度)	目標値	評価
一般廃棄物総排出量※	39,225t (H18年度)	33,474t	32,417t (H29年度)	×
一般廃棄物再資源化量※	5,207t (H18年度)	5,454t	5,891t (H29年度)	×
一般廃棄物再資源化率※	12.5% (H18年度)	15.0%	16.6% (H29年度)	×
一般廃棄物最終処分量※	6,044t (H18年度)	4,469t	4,855t (H29年度)	○
1人1日当たりのごみ排出量※	1,032g/人・日 (H18年度)	944g/人・日	938g/人・日 (H29年度)	×
定点調査によるポイ捨てごみの個数	—	159個	可能な限り減少 (H29年度)	—
1人当たりの都市公園面積	5.17m ² (H19年度)	4.16m ²	10.0m ² (H29年度)	×
交通事故発生件数	715件 (H19年度)	337件	457件 (H27年度)	○
給水普及率	三原・本郷地域	98.6% (H18年度)	98.4% (H28年度)	×
	久井地域	6.0% (H18年度)	6.1% (H28年度)	×
	大和地域	17.6% (H18年度)	37.1%	49.5% (H28年度)

※「三原市一般廃棄物処理基本計画」の改定に伴って、数値の見直しを行っています。

第 1 次計画の評価【2/2】

指標	基準値	実績値 (H28 年度)	目標値	評価
下水道処理人口普及率	26.0% (H18 年度)	44.4%	43.0% (H29 年度)	○
生活排水処理率	45.5% (H18 年度)	73.4%	76.3% (H29 年度)	×
公共施設の二酸化炭素 (CO ₂) 排出量	7,765,524 kg-CO ₂ (H17 年度)	6,730,779 kg-CO ₂	6,768,004 kg-CO ₂ (H29 年度)	○
公用車の低公害車導入台数	16 台 (H18 年度)	5 台	4 台 (H29 年度)	○
公共施設での太陽光発電 システム設置箇所数	4 箇所 (H19 年度)	9 箇所	可能な限り設置 (H29 年度)	—
公共施設での風力発電 システム設置箇所数	2 箇所 (H19 年度)	2 箇所	可能な限り設置 (H29 年度)	—
家庭用燃料電池システム (エネファーム) 設置補助 件数 ※	—	20 件	延べ 850 件 (H31 年度)	×
空き缶等散乱ごみ追放 キャンペーン参加者数	920 人 (H19 年度)	850 人	940 人 (H29 年度)	△
みはら環境写真・絵画 コンテスト参加者数	249 人 (H19 年度)	811 人	820 人 (H29 年度)	△
水辺・海辺教室開催回数	14 回 (H19 年度)	12 回	12 回 (H29 年度)	○
自然観察会開催回数	2 回 (H19 年度)	4 回	5 回 (H29 年度)	△
出前講座実施回数	—	2 回	4 回 (H29 年度)	△

※平成 27 年度から補助事業を開始しており、補助件数は延べ 26 件となっています。

第3章 望ましい環境像と環境目標

3.1 望ましい環境像

望ましい環境像とは、三原市がこれからどのような環境をめざして取組を推進していくかを示す長期的目標です。

三原市では、第1次計画の策定以降、恵まれた自然環境や誰もが安心して安全に暮らすことのできる生活環境を確保し、環境負荷の軽減、自然との共生、アメニティ（環境の快適さ）の創出等によって、人にも地球にもやさしい環境共生都市をめざしてきました。また、その実現に向けて、市民・市民団体・事業者・三原市が協働するとともに、一人ひとりが生き生きと輝きながら、環境保全に取り組める社会づくりを進めています。これは、第1次計画に引き続き、三原市がめざしていく環境面における長期的目標です。

そのため、望ましい環境像については、第1次計画を継承し、以下に示すとおり設定します。

一人ひとりが輝く 環境共生都市 みはら

～みんなの協働により 自然と共生する快適で安全なまちを次世代へ～

3.2 環境目標

望ましい環境像の実現をめざすため、以下に示す5つの基本目標を設定して、各種施策を展開します。

環境目標 1【自然共生】 誇るべき豊かな自然と共生するまちづくり

三原市は、市域の南部から北部にかけて、瀬戸内海から山地・丘陵へと移り変わる自然の多様性を有し、沼田川や白竜湖等の河川・湖沼、瀬戸内海国立公園をはじめとする多数の自然公園など、全国に誇るべき生物多様性に富んだ豊かな自然環境に恵まれています。私たちがこのような自然環境がかけがえのない共有の財産であることを認識し、山・川・海やそこで育まれてきた生物多様性を保全することで、人と自然が共生するまちづくりを推進します。

環境目標 2【低炭素】 地球に配慮した低炭素型のまちづくり

世界共通の喫緊の課題である地球温暖化問題の解決に向けては、私たち一人ひとりが環境負荷の少ないライフスタイルやビジネススタイルを実践し、可能な限り資源・エネルギーの無駄遣いを排除していくことが重要です。また、三原市の地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策など、地域一体となって環境負荷の低減に取り組んでいくことで、地球に配慮した低炭素型のまちづくりを推進します。

環境目標 3【循環】 限りある資源を大切に作る循環型のまちづくり

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済は、私たちに便利で快適な暮らしをもたらした一方で、廃棄物の増加や公害の発生といった問題を引き起こすとともに、ごみのポイ捨てや不法投棄等のマナー低下の一因となっています。そのため、私たち一人ひとりが限りある資源を大切に、地域一体となって廃棄物の3Rを進め、発生した廃棄物を適正に処理することで、環境負荷が低減された循環型のまちづくりを推進します。

環境目標 4【安全・安心・快適】 快適でうるおいのある安全・安心なまちづくり

私たちが健康を維持する上で不可欠な生活環境を健全に保つとともに、防災・減災につながる都市環境を整備していくことで、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進していきます。また、四季折々の魅力が感じられる自然景観や美しいまちなみ、地域に根ざした伝統ある歴史・文化を守り育てていくことで、私たちがうるおいや安らぎを実感し、より快適な生活を送れるまちづくりを推進します。

環境目標 5【市民協働】 オール三原で環境保全活動に取り組むまちづくり

三原市の恵まれた環境を未来にわたって守り育てていくためには、私たち一人ひとりが地域の環境について学ぶとともに、環境のためにできることを考え、次世代に確実に継承できるよう行動していくことが重要です。これまで、市民・市民団体・事業者・三原市から構成される「みはらし環境会議」が中心となって、地域の環境保全に取り組んできましたが、今後はその環を一層広げていく必要があります。そのため、地域の様々な場における環境学習・教育の推進や環境情報の積極的な提供により、市民・市民団体・事業者・三原市がそれぞれの役割を理解し、地域全体で連携・協働して主体的に環境保全活動に取り組むまちづくりを推進します。

みはらし環境会議

三原市では、第1次計画で掲げられた各種取組の実施や、地域で行われている環境保全活動について情報交換等を行い、地域の環境意識の向上を図るため、平成20年10月に「みはらし環境会議」を設立しました。また、市内を5地域に分けて、各々で地域会議を立ち上げ、様々な環境保全活動に積極的に取り組んでいます。

地域	名称
三原地域 A (沼田川北側地域)	かんきょう会議 浮城
三原地域 B (沼田川南側地域)	水辺環境みなおし隊
本郷地域	本郷緑と水を守る会
久井・八幡地域	くい環境会議
大和地域	大和エコライフを広める会



3.3 計画の体系

5つの環境目標を柱として、基本施策及び個別施策から構成される環境施策を次頁の体系に沿って展開します。

環境目標	環境項目	環境施策	
		基本施策	個別施策
環境目標 1【自然共生】 誇るべき豊かな自然と共生するまちづくり	山林・農地,河川・海岸 動植物	自然環境の保全 自然とのふれあいの確保 生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 山林,里地里山の保全・再生 ● 水辺の保全・再生 ● 鳥獣被害対策の推進 ● 農地の保全・再生 ● 自然海岸の保全・再生 ● 自然とふれあう場と機会の拡充 ● 希少野生動植物の保護 ● 外来生物対策の推進
環境目標 2【低炭素】 地球に配慮した低炭素型のまちづくり	エネルギー 地球温暖化防止	省エネルギーの推進 再生可能エネルギーの導入促進 その他の地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設の省エネルギー化の推進 ● 家庭・事業所の省エネルギー化の推進 ● 省エネルギー型ライフスタイル・ビジネススタイルの定着促進 ● 低公害車の導入促進 ● 地産地消の推進 ● 地域特性を活かした再生可能エネルギーの利用促進 ● 森林吸収源対策の推進 ● フロン類対策の推進 ● 気候変動への適応策の検討
環境目標 3【循環】 限りある資源を大切にす循環型のまちづくり	廃棄物	廃棄物の 3R の推進 廃棄物の適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみの排出抑制の推進 ● 再生利用の推進 ● 再使用の推進 ● ごみの適正な処理体制の確保 ● 不法投棄の防止と監視体制の強化 ● 事業系ごみ対策の強化 ● 環境美化の推進
環境目標 4【安全・安心・快適】 快適でうるおいのある安全・安心なまちづくり	大気,水質,騒音・振動,悪臭 土壌・有害化学物質 景観資源 公園・緑地 道路・交通 防災	生活環境の保全と公害対策の推進 土壌環境の保全と有害化学物質対策の推進 美しい景観の保全・創出 身近な緑の保全・創出 道路・交通環境の整備 防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭から発生する環境負荷の低減 ● 自動車から発生する環境負荷の低減 ● 工場・事業所から発生する環境負荷の低減 ● 監視・指導体制の強化 ● 土壌・地下水汚染の未然防止 ● 有害化学物質の排出抑制・適正管理 ● 歴史・文化財の保護・継承 ● 良好なまちなみの保全・創出 ● 地域の環境と調和した景観の保全・創出 ● 公園・緑地の整備推進 ● 都市緑化の推進 ● 環境に配慮した道路整備の推進 ● 人と環境にやさしい交通体系の構築 ● 防災体制の確立 ● 空き家対策の推進
環境目標 5【市民協働】 オール三原で環境保全活動に取り組むまちづくり	環境学習 環境保全活動	地域における環境学習・教育の充実 多様な主体との協働による環境保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域特性を活かした環境学習・教育の推進 ● 環境学習・教育を支える人材の育成・確保 ● 環境学習・教育に係る拠点の整備 ● 環境保全意識の啓発 ● 協働による環境保全活動の推進 ● 自主的な環境保全活動の促進 ● 環境に関する情報収集・提供 ● 環境保全活動を支える人材の育成・確保 ● 環境マネジメントシステムの普及拡大

第4章 環境施策

4.1 環境目標 1【自然共生】

(1) 山林・農地，河川・海岸

① 自然環境の保全

山林，里地里山の保全・再生

- 「森林経営計画」等に基づく森林の適正な管理を推進し，森林が有する多面的機能の維持・発展を図ります。
- 「三原市公共建築物等木材利用促進方針」に基づき，公共建築物への県産材等の積極的な活用を推進します。
- 森林づくり活動を行っている市民団体との連携を強化するとともに，活動を継続できるよう「ひろしま森づくり県民税」等を活用して支援を行います。
- 山林，里地里山の保全・再生の重要性について情報発信を行い，意識啓発を図ります。
- 新たな森の守り手となる自伐林家等を育成するとともに，搬出された林地残材等の地域資源としての活用を推進していくことで，地域住民との協働による森林の健全化や，木材流通を通じた地域経済の活性化を図ります。

農地の保全・再生

- 「中山間地域等直接支払交付金事業」等の取組により，条件不利地域の耕作放棄地の解消と拡大防止を推進します。
- 農地や農業用施設の多面的機能（国土保全・景観形成等）を守る地域共同活動，農業用施設の長寿命化を図る活動を支援します。
- 農地パトロールを実施し，荒廃農地の現状把握に努めます。
- 化学肥料や化学合成農薬の使用を低減する環境保全型農業の普及促進を図り，自然と調和した持続可能な農業を推進します。
- 「エコファーマー認定制度」や「安心！広島ブランド」認証制度（特別栽培農産物）等の普及啓発を図ります。
- 「やっさ農業塾」や「野菜づくり出前講座」の開講など，新規就農者や農業後継者に対する支援を行います。
- 市民農園や農業体験農園など，都市部の農地の保全と有効利用を図ります。



やっさ農業塾

水辺の保全・再生

- 河川や海岸等の良好な水辺環境を保全・再生し，市民が自然に親しむことのできる親水空間の創出を推進します。
- 「広島県海岸漂着物等対策推進地域計画」に基づき，国や県等の多様な主体との連携・協働によって，海洋漂着物等の円滑な回収・処理と効果的な発生抑制を推進します。
- 河川等の整備・改修を行う際には，水辺環境に配慮した工法を採用するよう努めます。
- 河川や海岸等の美化について意識啓発を図るとともに，地域における清掃活動を支援します。

自然海岸の保全・再生

- 佐木島等の島しょ部に残る自然海岸の豊かな生態系や美しい景観の保全・再生に努めます。
- 自然海岸の保全・再生の重要性について情報発信を行い、意識啓発を図ります。

鳥獣被害対策の推進

- 「三原市鳥獣被害防止計画」に基づき、イノシシ、シカ等の有害鳥獣による農作物被害を低減するため、侵入防止柵の設置や箱ワナに対する補助、捕獲報償金や活動経費の交付を行い、防護と捕獲の一体的な対策を推進していきます。
- 地域ぐるみによる被害対策活動を促進し、その効果を高めていくための対策マニュアルの作成・配布や講習会の実施、狩猟免許取得の啓発に取り組みます。
- 防護と捕獲の一体的な対策に加え、有害鳥獣の出没しにくい環境づくりを推進していきます。

市民・事業者の取組【基本施策：自然環境の保全】

「自然環境の保全」に向けて、市民・事業者に求められる取組は、以下に示すとおりです。

市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 山林、里地里山の手入れ等を行う環境保全活動への参加・協力 ● 地域の河川や海岸等の清掃活動への参加・協力 ● 有害鳥獣による農作物被害の防止活動への参加・協力
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 耕作放棄地の解消や拡大防止に向けた活動への参加・協力 ● 環境保全型農業の実践 ● 河川や海岸等の清掃活動への参加・協力・支援

数値目標【基本施策：自然環境の保全】

「自然環境の保全」の進捗状況を定量的に把握・評価するために、以下の指標及び目標値を設定します。

指標	基準値（H28年度）	目標値
中山間地域等直接支払協定面積	1,621ha	1,900ha（H31年度）※1
環境保全型農業直接支払取組面積	89ha	100ha（H31年度）※1
多面的機能農地維持支払取組面積	2,110ha	2,918ha（H31年度）※1
再生利用が可能な荒廃農地面積	22,282m ²	減少（H39年度）
有害鳥獣被害面積（イノシシ）	9.27ha	5.36ha（H31年度）※2
有害鳥獣被害面積（シカ）	0.60ha	0.24ha（H31年度）※2

※1：「三原市農業振興ビジョン後期実施計画」に掲げられている目標値であり、当該計画改定後は変更された目標値に読み替えます。

※2：「三原市鳥獣被害防止計画」に掲げられている目標値であり、当該計画改定後は変更された目標値に読み替えます。

② 自然とのふれあいの確保

自然とふれあう場と機会の拡充

- 自然公園や自然歩道等の自然とふれあう場の整備・管理を推進するとともに、その魅力の情報発信に努めます。
- 自然の中で遊び、学ぶことで、その豊かさや大切さを実感できるような自然観察会やイベントを企画・開催し、自然とふれあうことができる場と機会の拡充を図ります。

市民・事業者の取組【基本施策：自然とのふれあいの確保】

「自然とのふれあいの確保」に向けて、市民・事業者に求められる取組は、以下に示すとおりです。

市民	● 自然観察会等の自然とふれあえる場や機会への参加
事業者	● 自然ふれあい体験等の機会創出への協力

数値目標【基本施策：自然とのふれあいの確保】

「自然とのふれあいの確保」の進捗状況を定量的に把握・評価するために、以下の指標及び目標値を設定します。

指標	基準値（H28年度）	目標値（H39年度）
自然観察会の開催回数	3回	5回

（2）動植物

① 生物多様性の保全

希少野生動植物の保護

- 生物多様性の保全のため、地域の野生動植物の生息・生育状況の把握に努めます。
- ヒョウモンモドキ等の地域の希少野生動植物の保護や生息・生育環境の保全を、市民・市民団体等との協働によって推進します。
- 「ヒョウモンモドキ保護の会」や「オオムラサキを守る会」など、希少野生動植物の保護活動を行う市民団体を支援します。
- 国や県のレッドデータブック等を活用し、希少野生動植物の生物情報や保護の重要性等について分かりやすい情報発信を推進します。



ヒョウモンモドキ保護の会

外来生物対策の推進

- 外来生物による在来生物や生態系への影響を防止・軽減するため、調査・防除を推進するとともに、適切な対応方法等について周知を行います。
- セアカゴケグモやオオキンケイギク等の人的被害や生態系被害を及ぼす外来生物の発見情報を市ホームページ等で周知し、注意喚起に努めます。
- 国や県、近隣自治体、市民団体との連携によって、ヒアリ等の新たな外来生物の侵入や拡大等に関する情報収集と情報提供に努めます。



市民・事業者の取組【基本施策：生物多様性の保全】

「生物多様性の保全」に向けて、市民・事業者に求められる取組は、以下に示すとおりです。

市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 野生動植物の保護や生息・生育環境の保全に向けた活動への参加・協力 ● 特定外来生物の野外への放出や、飼育・栽培・保管・運搬等の禁止事項の遵守
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 野生動植物の生息・生育環境に配慮した事業の実践

数値目標【基本施策：生物多様性の保全】

「生物多様性の保全」の進捗状況を定量的に把握・評価するために、以下の指標及び目標値を設定します。

指標	基準値（H29年度）	目標値（H39年度）
ヒョウモンモドキ等の希少野生動植物の保護に関する市民の関心度	42.5%	増加

4.2 環境目標 2【低炭素】

(1) エネルギー

① 省エネルギーの推進

公共施設の省エネルギー化の推進

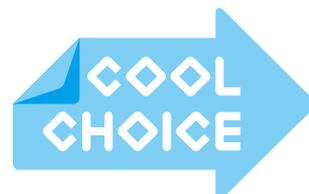
- 「三原市役所地球温暖化対策実行計画」に基づき、公共施設から排出される温室効果ガスの削減に向けた取組を推進します。
- 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備を公共施設に率先的に導入し、その導入効果を情報発信することによって、市民・事業者への普及拡大を図ります。
- 「三原市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設の大規模改修・建替え時には省エネルギー設備等の導入を推進します。
- 市内の防犯灯のLED化を推進します。
- 「三原市グリーン購入方針」に基づき、環境に配慮した製品を優先的に購入するとともに、市民・事業者への普及啓発を図ります。

家庭・事業所の省エネルギー化の推進

- 「三原市家庭用燃料電池システム（エネファーム）設置費補助事業」等の補助事業によって、家庭への再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入を支援します。
- 家庭用エネルギー監視システム（HEMS）やビル用エネルギー監視システム（BEMS）等を活用したエネルギー使用量の「見える化」の普及促進に向けて、情報提供を行います。
- エネルギー収支がゼロになるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）やネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の普及促進に向けて、情報提供を行います。
- 無料省エネ診断サービスや ESCO 事業等に関する情報提供を行い、省エネルギー対策の促進を図ります。

省エネルギー型ライフスタイル・ビジネススタイルの定着促進

- 国が推進する地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」に賛同し、普及啓発活動を展開していくことで、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」の環を市内に広げます。
- 節電等によるエネルギー使用量の抑制やエネルギー効率の高い機器の導入など、家庭や事業所で実行可能な省エネルギー対策について普及拡大を図ります。
- 自動車の利用を減らすため、マイカー通勤の自粛、徒歩や自転車・公共交通機関の利用促進を図ります。
- 駐停車時におけるアイドリングストップの実施、荷物の過積載や急激なアクセル操作を避ける等のエコドライブについて情報発信し、普及拡大を図ります。



低公害車の導入促進

- 環境性能に優れたハイブリッド自動車，プラグインハイブリッド自動車，電気自動車，燃料電池自動車をはじめとする次世代自動車等の低公害車の普及促進に向けて，情報提供を行います。
- 公用車への低公害車の導入を推進します。



電気自動車（公用車）

地産地消の推進

- 地場農産物の販売促進や学校給食等への使用を通じて，農産物の地産地消を促進し，輸送に伴うエネルギー消費を抑制します。
- 直売所を活用した地場農産物の供給及び学校給食を通じた食育を支援します。

市民・事業者の取組【基本施策：省エネルギーの推進】

「省エネルギーの推進」に向けて，市民・事業者に求められる取組は，以下に示すとおりです。

市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 太陽光発電システムや家庭用燃料電池システム（エネファーム）等の導入，LED 照明等の省エネ型製品への買い替え
市民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 「COOL CHOICE（クールチョイス）」の取組内容や必要性・重要性への理解 ● 距離や時間に応じた徒歩や自転車・公共交通機関による移動への転換 ● 冷暖房機器の適切な温度設定（冷房時 28℃，暖房時 20℃）や，使用時間の短縮等の適正管理 ● エコドライブの実践 ● 次世代自動車等の低公害車の購入検討
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 太陽光発電システムや燃料電池等の導入，LED 照明や高効率空調等の省エネ型製品への買い替え ● 無料省エネ診断サービス等を活用した効果的な省エネ対策の実践

数値目標①【基本施策：省エネルギーの推進】

「省エネルギーの推進」の進捗状況を定量的に把握・評価するために，以下の指標及び目標値を設定します。

指標	基準値	目標値
公共施設の二酸化炭素（CO ₂ ）排出量	6,730,779kg-CO ₂ （H28 年度）	6,394,238kg-CO ₂ （H30 年度）※
防犯灯の LED 化率	29.5%（H28 年度）	100%（H31 年度）

※「三原市役所地球温暖化対策実行計画」に掲げられている目標値であり，当該計画改定後は変更された目標値に読み替えます。

数値目標②【基本施策：省エネルギーの推進】

「省エネルギーの推進」の進捗状況を定量的に把握・評価するために、以下の指標及び目標値を設定します。

指標	基準値	目標値
グリーン購入方針の目標達成率	95.9% (H28年度)	100% (H39年度)
家庭用燃料電池システム（エネファーム）設置件数【累計】	26件 (H28年度)	850件 (H31年度) ※1
「COOL CHOICE（クールチョイス）」の推進に関する市民の関心度	46.1% (H29年度)	増加 (H39年度)
車の使用を控え、公共交通機関の利用に取り組んでいる市民の割合	33.6% (H29年度)	増加 (H39年度)
学校給食における地場産食材の割合	41.9% (H28年度)	60% (H31年度) ※2

※1：「三原市長期総合計画」に掲げられている目標値であり、当該計画改定後は変更された目標値に読み替えます。

※2：「三原市農業振興ビジョン後期実施計画」に掲げられている目標値であり、当該計画改定後は変更された目標値に読み替えます。

②再生可能エネルギーの導入促進

地域特性を活かした再生可能エネルギーの利用促進

- 地域特性を活かした太陽光、木質バイオマス、風力、小水力など、再生可能エネルギーの利活用の拡大に向けた取組の推進及び情報提供を行います。
- 水素エネルギー等の先進的な環境技術については、その有用性等を考慮しながら導入に向けた取組を推進します。

市民・事業者の取組【基本施策：再生可能エネルギーの導入促進】

「再生可能エネルギーの利用促進」に向けて、市民・事業者に求められる取組は、以下に示すとおりです。

市民・事業者

- 太陽光発電システムや太陽熱利用システム等の再生可能エネルギー利用設備の設置検討

数値目標【基本施策：再生可能エネルギーの利用促進】

「再生可能エネルギーの利用促進」の進捗状況を定量的に把握・評価するために、以下の指標及び目標値を設定します。

指標	基準値 (H28年度)	目標値 (H39年度)
公共施設における太陽光発電システム設置箇所数	9箇所	増加
公共施設における風力発電システム設置箇所数	2箇所	維持

(2) 地球温暖化防止

① その他の地球温暖化対策の推進

森林吸収源対策の推進

- 適切な森林整備や緑化の推進により、二酸化炭素の吸収源となるみどりの保全と創出を促進します。

フロン類対策の推進

- 「フロン排出抑制法」に基づき、フロン類を使用している第一種特定製品の管理者に対して、機器の点検やフロン類の漏えい防止、廃棄時等におけるフロン類の適切な回収など、管理者の義務について周知・徹底を図ります。

気候変動への適応策の検討

- 地球温暖化の影響に関する情報収集に努めるとともに、国や広島県等の動向を踏まえながら、必要に応じて適応策の検討を行います。
- 気候変動の影響による発生リスクの増大が懸念されている熱中症について、適切な予防及び対処方法等の普及啓発に努めます。
- 気候変動の影響による発生リスクの増大が懸念されている局地的な短時間豪雨等の危険性について周知に努めます。

市民・事業者の取組【基本施策：その他の地球温暖化対策の推進】

「その他の地球温暖化対策の推進」に向けて、市民・事業者に求められる取組は、以下に示すとおりです。

市民	<ul style="list-style-type: none">● 冷蔵庫やエアコン等のフロン類を使用している製品の適正処理● 猛暑日や熱帯夜における熱中症予防対策の実践
事業者	<ul style="list-style-type: none">● フロン類の排出抑制及び適正な回収・処理

数値目標【基本施策：その他の地球温暖化対策の推進】

「その他の地球温暖化対策の推進」の進捗状況を定量的に把握・評価するために、以下の指標及び目標値を設定します。

指標	基準値 (H28 年度)	目標値 (H33 年度)
人工林の健全化整備面積	164.8ha	234.8ha*
里山林整備面積	95.1ha	143.1ha*

※「三原の森づくり事業推進方針」に掲げられている目標値であり、当該方針改定後は変更された目標値に読み替えます。

4.3 環境目標 3【循環】

(1) 廃棄物

① 廃棄物の 3R の推進

ごみの排出抑制の推進

- 「生ごみ減量対策協力者報償金制度」などによって、生ごみ処理機等の購入を支援し、ごみの減量化や堆肥化を促進します。
- ごみの処理量や処理経費等の情報発信や講習会等の開催によって、ごみの減量化の必要性について意識啓発を図ります。
- 店舗等と連携しながら、マイバッグ運動の普及促進や過剰包装抑制に向けた取組を推進します。



電動式生ごみ処理機

再使用の推進

- 家庭や事業所で不要となった商品の有効利用を推進するため、フリーマーケットやバザー等の開催場所の提供や開催情報の発信等を行います。
- 繰り返し利用可能なリターナブル容器や再使用可能な商品の利用促進を図ります。

再生利用の推進

- 資源物とごみの分別排出を徹底するため、「家庭ごみの分別ガイド」、「事業系ごみの分別ガイド」、「かんきょうカレンダー」等による普及啓発に努めます。
- ストックヤードの活用促進に向けた方策の検討や「古紙等資源集団回収事業奨励金制度」などによって、地域の自主的・積極的なリサイクル活動を支援するとともに、民間回収事業の利用も図っていきます。
- 店舗等で実施している資源物の店頭回収に関する情報提供を行い、積極的な協力を呼びかけます。
- リサイクル産業等の環境ビジネスの創出・育成に対する支援など、地域経済の活性化に向けた方策を検討します。



家庭ごみの分別ガイド

市民の取組【基本施策：廃棄物の 3R の推進】

「廃棄物の 3R の推進」に向けて、市民に求められる取組は、以下に示すとおりです。

市民

- マイバッグの持参や過剰包装の自粛等によるごみの減量化
- 使い捨て商品の購入の自粛や、長期使用に耐える商品の優先的選択
- リターナブル容器を使用している商品等の再使用可能な商品の優先的選択
- 店頭回収や地域での集団回収、ストックヤードの活用等によるリサイクルの実践

事業者の取組【基本施策：廃棄物の3Rの推進】

「廃棄物の3Rの推進」に向けて、事業者に求められる取組は、以下に示すとおりです。

事業者	<ul style="list-style-type: none">● 食品廃棄物の減量化● 紙の使用量の削減や再生紙の利用● 出来る限りごみを排出しない事業の実践● 再使用可能な商品やリサイクルに配慮した商品の製造・販売
-----	--

数値目標【基本施策：廃棄物の3Rの推進】

「廃棄物の3Rの推進」の進捗状況を定量的に把握・評価するために、以下の指標及び目標値を設定します。

指標	基準値（H28年度）	目標値（H33年度）
一般廃棄物総排出量	33,474t	30,970t [※]
1人1日当たりのごみ排出量	944g	931g [※]
一般廃棄物再資源化量	5,454t	6,912t [※]
一般廃棄物再資源化率	15.0%	20.1% [※]

※「三原市一般廃棄物処理基本計画」に掲げられている目標値であり、当該計画改定後は変更された目標値に読み替えます。

② 廃棄物の適正処理の推進

ごみの適正な処理体制の確保

- ごみの長期的な適正処理を確保するため、清掃工場や最終処分場等のごみ処理施設の長寿命化を図ります。
- 適正処理困難物を明確にし、適正な処理ルート確保とその情報提供を行い、適正な処理が行われるよう努めます。

事業系ごみ対策の強化

- 多量にごみを排出する事業所に対して、削減計画を策定するための指導・助言を行います。
- 事業系ごみの分別区分の細分化やストックヤードでの古紙類等の受入によって、事業系ごみに含まれる再資源化可能物の回収体制を構築します。
- 産業廃棄物を事業系一般廃棄物として排出しないよう、事業者へ指導を行います。

不法投棄の防止と監視体制の強化

- 不法投棄監視カメラや啓発看板の設置、土地所有者への適正管理に関する指導など、不法投棄の未然防止に向けた対策を推進します。

- 不法投棄監視パトロールを実施し、不法投棄物の早期発見・撤去に努めます。
- 市民及び事業者へ啓発を行うとともに、警察機関や地域住民と連携を図って、不法投棄の監視体制を強化します。

環境美化の推進

- 「きれいな三原まちづくり条例」に基づく環境美化重点区域の巡回パトロールや、「空き缶等散乱ごみ追放キャンペーン」や「筆影山クリーンキャンペーン」の実施など、市民一人ひとりがルールやマナーを守った行動を推進するための普及啓発活動を推進します。
- ペットの排泄物は、飼い主が責任を持って処理するよう、啓発チラシ等により普及啓発を行います。
- ペットの適正な飼育について、飼い主にマナーの徹底を啓発します。



筆影山クリーンキャンペーン

市民・事業者の取組【基本施策：廃棄物の適正処理の推進】

「廃棄物の適正処理の推進」に向けて、市民・事業者に求められる取組は、以下に示すとおりです。

市民	● 空き缶やたばこの吸い殻等のポイ捨て、ペットの排泄物の放置や放し飼い等の禁止事項の遵守
市民・事業者	● 法令等に基づいた家庭や事業所から排出されるごみの適正処理
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業系ごみの発生抑制及び再生利用 ● 事業系一般廃棄物と産業廃棄物の適正分別 ● 事業所やその周辺の環境美化活動の実践 ● 地域の清掃活動等への積極的な参加・支援

数値目標【基本施策：廃棄物の適正処理の推進】

「廃棄物の適正処理の推進」の進捗状況を定量的に把握・評価するために、以下の指標及び目標値を設定します。

指標	基準値（H28年度）	目標値
一般廃棄物最終処分量	4,469t	4,713t（H33年度）※
空き缶等散乱ごみ追放キャンペーンの開催回数・参加者数	1回・850人	維持（H39年度）
「きれいな三原まちづくり条例」に基づく喫煙制限区域内での注意件数	70回	減少（H39年度）

※「三原市一般廃棄物処理基本計画」に掲げられている目標値であり、当該計画改定後は変更された目標値に読み替えます。

4.4 環境目標 4【安全・安心・快適】

(1) 大気, 水質, 騒音・振動, 悪臭

① 生活環境の保全と公害対策の推進

家庭から発生する環境負荷の低減

- 野焼きが一部の例外を除いて禁止されていることを周知するとともに、行為者への個別指導を徹底します。
- 公共下水道の整備を推進するとともに、下水道処理区域内の未接続世帯については、早期接続を促します。
- 下水道処理区域外の世帯については、合併処理浄化槽の整備促進を図り、生活排水の適正処理を推進します。
- 浄化槽の適正な維持管理など、市民への水質浄化に関する意識啓発を推進します。
- 近隣に配慮した生活マナーの普及啓発を行い、苦情の未然防止を図ります。

工場・事業所から発生する環境負荷の低減

- 広島県と連携して、関連法令に基づいた工場・事業所に対する規制基準の遵守など、公害防止に向けた指導を徹底します。
- 公害に関する苦情や相談に対し、現場調査や指導・助言に努めるとともに、未然防止に向けた意識啓発を行い、市民の生活環境を保全します。

自動車から発生する環境負荷の低減

- 環境負荷の小さい電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車をはじめとする次世代自動車等の低公害車の普及促進に向けて、情報提供を行います。
- 環境負荷の増大につながる渋滞の緩和のため、木原道路等の道路整備により、道路交通ネットワークの形成を推進します。
- 公共交通機関の利用促進により、交通量の削減や分散を推進します。
- 自動車の走行に伴って発生する騒音・振動を低減するため、道路構造対策や道路の適正な維持管理を推進します。

監視・指導体制の強化

- 大気、水質、騒音等の環境調査を、広島県と連携して継続的に実施し、公害の未然防止に向けた監視を継続するとともに、調査結果を公表します。
- 光化学オキシダントの注意報等の発令時や、微小粒子状物質（PM2.5）の高濃度予報の発表時には、広島県と連携して市民への迅速な情報提供を行います。

市民・事業者の取組【基本施策：生活環境の保全と公害対策の推進】

「生活環境の保全と公害対策の推進」に向けて、市民・事業者に求められる取組は、以下に示すとおりです。

市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情の発生要因となる野焼き等の禁止事項の遵守 ● 下水道処理区域内における公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置 ● 浄化槽の定期的な検査や清掃等の適正な維持管理 ● 近隣への騒音や悪臭等の発生防止に向けた配慮
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民とのコミュニケーションの充実による公害苦情が発生しない事業の実践 ● 公害苦情への迅速な対処

数値目標【基本施策：生活環境の保全と公害対策の推進】

「生活環境の保全と公害対策の推進」の進捗状況を定量的に把握・評価するために、以下の指標及び目標値を設定します。

指標	基準値（H28年度）	目標値
下水道処理人口普及率	44.4%	54.6%（H39年度）
下水道水洗化率	86%	維持（H39年度）
生活排水処理率	73.4%	79.7%（H33年度）※
浄化槽処理人口	25,484人	25,604人（H39年度）
二酸化窒素の環境基準達成率	100%	維持（H39年度）
浮遊粒子状物質の環境基準達成率	100%	維持（H39年度）
自動車騒音の環境基準達成率	95.7%	98.0%（H39年度）
公害苦情件数	56件	50件（H39年度）

※「三原市一般廃棄物処理基本計画」に掲げられている目標値であり、当該計画改定後は変更された目標値に読み替えます。

（2）土壌・有害化学物質

①土壌環境の保全と有害化学物質対策の推進

土壌・地下水汚染の未然防止

- 地下水汚染を未然に防止するため、有害化学物質を使用・貯蔵している事業所に対して、構造基準等の遵守及び適正な管理に向けた指導を、広島県と連携して行います。
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染対策として、施肥の適正化や家畜排せつ物の適正処理に向けた意識啓発を、広島県と連携して行います。

有害化学物質の排出抑制・適正管理

- 人体や環境に有害な化学物質を取り扱う事業所に対して、排出抑制や適正管理に向けた指導を、広島県と連携して行います。
- アスベストの含有が確認された公共施設における浮遊量調査を行い、調査結果を公表します。

事業者の取組【基本施策：土壌環境の保全と有害化学物質対策の推進】

「土壌環境の保全と有害化学物質対策の推進」に向けて、事業者に求められる取組は、以下に示すとおりです。

事業者	<ul style="list-style-type: none">● 地下水汚染の未然防止に向けた関連法令の遵守及び環境負荷の低減● 施肥の適正化や家畜排せつ物の適正処理● 有害化学物質の排出抑制や適正管理
-----	--

(3) 景観資源

① 美しい景観の保全・創出

歴史・文化財の保護・継承

- 市民共有の財産である歴史・文化財を次世代に継承していくため、適正な保護・管理に取り組むとともに、地域の歴史・文化財の実態を把握するための調査を行います。
- 歴史・文化財の保護活動を行う市民団体を支援します。
- 市民の歴史・文化財に対する関心と理解を高め、日々の暮らしの中で、地域の歴史や文化にふれることができるよう、啓発やふれあう機会の提供を推進します。
- 歴史・文化財を観光資源として活用し、市内外に三原市の魅力や特色を更に PR します。

地域の環境と調和した景観の保全・創出

- 豊かな自然や歴史・文化など、地域の環境と調和した個性と魅力あふれる良好な景観の保全・創出を図るため、「(仮)三原市景観計画」を策定します。
- 地域の良好な景観の保全・創出に取り組む市民団体を支援します。

良好なまちなみの保全・創出

- 大規模な建築行為等や屋外広告物の設置に対して指導・助言を行い、周囲と調和のとれた景観づくりに努めます。
- 「三原市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、三原駅周辺における自転車等の放置防止に関する啓発活動や撤去を実施することにより、まちの美観の向上を図ります。

市民・事業者の取組【基本施策：美しい景観の保全・創出】

「美しい景観の保全・創出」に向けて、市民・事業者に求められる取組は、以下に示すとおりです。

市民	● まちなみの美観及び良好な生活環境確保に向けた自転車の駐輪マナーの遵守
市民・事業者	● 地域の歴史や文化についての理解や、歴史・文化財の保護・継承に向けた活動への参加
事業者	● 開発行為や建築物の新築・改築の際における周辺景観との調和への配慮

数値目標【基本施策：美しい景観の保全・創出】

「美しい景観の保全・創出」の進捗状況を定量的に把握・評価するために、以下の指標及び目標値を設定します。

指標	基準値（H28年度）	目標値（H31年度）
指定文化財件数	201件	210件※
三原市の歴史・伝統文化に誇りや愛着を感じている市民の割合	7.4%	増加※

※「三原市長期総合計画」に掲げられている目標値であり、当該計画改定後は変更された目標値に読み替えます。

（4）公園・緑地

①身近な緑の保全・創出

公園・緑地の整備推進

- 暮らしに潤いと安らぎを与える身近な憩いの場として、みどりあふれる公園の整備を推進します。
- 公園の災害避難場所としての機能等の拡充を図っていきます。
- 公園を多くの市民にとって親しみやすいものとするために、地域住民との協働による適切な管理を推進します。

都市緑化の推進

- 公共施設・公共空間において、率先して敷地内の緑化を推進します。
- 主要な道路における街路樹の整備により、緑化を推進します。
- 市民による緑化活動の促進に向けて、市ホームページ等で普及啓発を行います。
- 緑豊かな都市環境の整備を総合的に推進するために、「（仮）三原市緑の基本計画」を策定します。

市民・事業者の取組【基本施策：身近な緑の保全・創出】

「身近な緑の保全・創出」に向けて、市民・事業者に求められる取組は、以下に示すとおりです。

- | | |
|--------|---|
| 市民・事業者 | <ul style="list-style-type: none">● 快適な利用環境の維持に向けた地域の公園や緑地の維持管理活動への参加・協力● 地域の緑化活動や関連イベントへの参加 |
|--------|---|

数値目標【基本施策：身近な緑の保全・創出】

「身近な緑の保全・創出」の進捗状況を定量的に把握・評価するために、以下の指標及び目標値を設定します。

指標	基準値（H28年度）	目標値（H39年度）
1人当たりの都市公園面積	4.16m ² /人【市全域】 3.97m ² /人【市街地】	10m ² /人【市全域】 5m ² /人【市街地】

（5）道路・交通

①道路・交通環境の整備

環境に配慮した道路整備の推進

- 歩道の整備・補修やバリアフリー化を推進し、子どもから高齢者まで、多くの市民が安全・安心に移動できる歩行空間の確保に努めます。

人と環境にやさしい交通体系の構築

- 交通事業者と連携・協働して、利用者のニーズの変化に対応した人と環境にやさしい公共交通体系の構築を推進します。
- 「三原市地域コミュニティ交通導入の手引き」に基づき、交通空白・交通不便地区を解消するため、地域が支える地域コミュニティ交通の導入や運行を支援します。
- 子どもや高齢者、障害者など、多くの市民が利用しやすいよう、公共交通機関のバリアフリー化を推進します。

市民・事業者の取組【基本施策：道路・交通環境の整備】

「道路・交通環境の整備」に向けて、市民・事業者に求められる取組は、以下に示すとおりです。

市民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全・安心に移動できる交通環境の確保に向けた道路の維持管理への協力 ● 地域コミュニティ交通の積極的な利用や、運行ネットワークの維持・拡大への協力
--------	--

数値目標【基本施策：道路・交通環境の整備】

「道路・交通環境の整備」の進捗状況を定量的に把握・評価するために、以下の指標及び目標値を設定します。

指標	基準値（H28年度）	目標値（H31年度）
路線バス・地域コミュニティ交通の利用者数	647,118人	703,624人*

※「三原市地域公共交通網形成計画」に掲げられている目標値であり、当該計画改定後は変更された目標値に読み替えます。

（6）防災

①防災対策の推進

防災体制の確立

- 災害発生時に非常用電源として利用できるよう、避難所となる公共施設に太陽光発電設備や蓄電設備の導入を検討します。
- 電気自動車を災害発生時の非常用電源として利用できるシステムの導入を検討します。
- 「三原市地域防災計画」に基づき、市民の安全・安心な生活の確保を図るため、地域防災力の向上を図ります。
- 短時間豪雨の増加や台風の大型化等による浸水や土砂崩れ、河川の氾濫等の災害に備えた対策を推進します。

空き家対策の推進

- 「三原市空き家等対策計画」に基づき、空き家の発生抑制や所有者に対する適正管理に向けた啓発・指導を行うとともに、「空き家バンク制度」の普及促進による空き家の有効活用を図ります。
- 周辺の建築物、地域住民及び通行人に悪影響をもたらすおそれがあると判断した空き家の所有者等に対して、除去、修繕、立木竹の伐採など、周辺的生活環境の保全を図るために必要な処置をとるよう指導・助言を行います。

市民・事業者の取組【基本施策：防災対策の推進】

「防災対策の推進」に向けて、市民・事業者に求められる取組は、以下に示すとおりです。

市民	<ul style="list-style-type: none">● 地域の防災訓練への積極的な参加● 自治会等で自主防災組織を設立する等のコミュニティ防災力の強化に向けた自助・共助の体制づくり● 所有する空き家の適正管理
事業者	<ul style="list-style-type: none">● 事業所における防災対策の強化や地域防災活動への参加・協力

数値目標【基本施策：防災対策の推進】

「防災対策の推進」の進捗状況を定量的に把握・評価するために、以下の指標及び目標値を設定します。

指標	基準値（H28年度）	目標値（H31年度）
空き家バンクの新規登録件数	28件	30件※

※「三原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられている目標値であり、当該計画改定後は変更された目標値に読み替えます。

4.5 環境目標 5【市民協働】

(1) 環境学習

① 地域における環境学習・教育の充実

地域特性を活かした環境学習・教育の推進

- 「親子水辺教室」など、森林や河川等の豊かな自然を生きた教材として活用した自然観察会等の学習プログラムの検討を行い、魅力ある環境学習・教育を推進します。
- 地域の環境問題等の実践的なテーマで環境セミナーを開催し、市民等への環境保全活動の普及啓発に努めます。
- 各学校での環境学習・教育の実態を把握し、総合的な学習の時間等を活用した推進を図ります。
- 子ども向けの副読本、プログラム、教材など、環境学習・教育に向けたツールの充実を図ります。



親子水辺教室

環境学習・教育を支える人材の育成・確保

- 環境分野の専門家や市民団体等との連携によって、環境に関する豊富な知識と経験を併せ持つ人材を発掘し、地域の環境学習・教育を支える環境リーダーとしての育成を図ります。
- 「省エネマイスター養成講座」など、「みはらし環境会議」等の市民団体と連携した人材育成を推進します。
- 広島県と連携して、地域の環境学習・教育を支える人材を確保し、環境セミナーや自然観察会の講師等として活用できるよう、体制を構築します。

環境学習・教育に係る拠点の整備

- ヒョウモンモドキやエヒメアヤメなど、地域の希少な野生動植物が生息・生育する場所を環境学習・教育の拠点として整備し、自然観察会等を開催します。
- 地域の環境情報や、取り組まれている環境保全活動情報等を集約した情報拠点の整備（市ホームページへの情報提供ページの新設等）を検討します。

環境保全意識の啓発

- 「きれいな三原まちづくり表彰」, 「みはら環境写真・絵画コンテスト」や「緑のカーテンコンテスト」の開催等によって優良事例を表彰し, 市民等の環境保全意識の高揚を図ります。
- 「みはらし環境会議」等の市民団体と連携し, 子どもから大人まで誰もが楽しく, 気軽に参加できる環境保全活動やイベントの開催・充実を図ります。



きれいな三原まちづくり表彰式

市民・事業者の取組【基本施策：地域における環境学習・教育の推進】

「地域における環境学習・教育の推進」に向けて, 市民・事業者に求められる取組は, 以下に示すとおりです。

市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然観察会や環境セミナー等への積極的な参加 ● 家庭内での環境問題についての話し合い ● 環境学習・教育を支える環境リーダーとしての人材登録や, 講師としての協力
市民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の環境情報の提供 ● 環境に関するコンテスト, 地域の環境保全活動やイベントへの積極的な参加
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門分野を活かした地域の環境リーダー育成への協力

数値目標【基本施策：地域における環境学習・教育の推進】

「地域における環境学習・教育の推進」の進捗状況を定量的に把握・評価するために, 以下の指標及び目標値を設定します。

指標	基準値	目標値 (H39 年度)
水辺・海辺教室の開催回数・参加者数	12 回・422 人 (H28 年度)	12 回・450 人
環境問題関連のセミナー等に参加している市民の割合	12.0% (H29 年度)	増加
環境に関する学習会に参加している小学生の割合	50.6% (H29 年度)	増加
環境に関する学習会に参加している中学生の割合	35.8% (H29 年度)	増加

(2) 環境保全活動

① 多様な主体との協働による環境保全活動の推進

協働による環境保全活動の推進

- 「みはらし環境会議」との連携・協働による各種プロジェクトを推進し、地域の環境保全活動を先導します。
- 環境保全活動に取り組む主体間のネットワークを構築し、連携・協働の強化による活動の更なる活性化を図ります。
- 地域で取り組まれている環境保全活動に関する情報提供を行うとともに、連携・協働を望む主体間のコーディネートを行います。



環境対策を学ぶバスツアー
(みはらし環境会議主催)

「みはらし環境会議」との連携・協働による推進プロジェクト

本計画の策定に向けて、多様な市民の意見を聴取し、三原市が抱える環境課題の解決に向けた各種取組の検討に活かしていくことを目的に、市民参加型の「“三原市の環境について考える” ワークショップ」を開催しました。このワークショップでは、各々の地域が抱えている環境課題を整理した上で、「必要性」、「緊急性」、「市民ができること」の視点から、三原市が今後推進すべき取組内容等についての提案をまとめていただきました。

その提案内容を踏まえて、三原市では重点的な取組として「みはらし環境会議」との連携・協働により、市民や市民団体、地域とともに環境保全や省エネ活動など、環境にやさしいまちづくりの推進を図っていきます。

各地域会議で今後推進を図っていくプロジェクトは、以下に示すとおりです。

■ かんきょう会議 浮城【三原地域 A (沼田川北側地域)】

- 自然環境の保全
- 地域における環境学習・教育の充実

■ 水辺環境みなおし隊【三原地域 B (沼田川南側地域)】

- 自然環境の保全
- 生物多様性の保全
- 家庭から発生する環境負荷の低減

■ 本郷緑と水を守る会【本郷地域】

- 自然とのふれあいの確保
- 廃棄物の3Rの推進
- 環境美化の推進

■ くい環境会議【久井・八幡地域】

- 自然環境の保全
- 生物多様性の保全
- 省エネルギーの推進
- 地域における環境学習・教育の充実

■ 大和エコライフを広める会【大和地域】

- 地域における環境学習・教育の充実
- 自然とのふれあいの確保

自主的な環境保全活動の促進

- 「みはらし環境会議」等の市民団体が取り組む様々な環境保全活動を積極的に支援し、市民や事業者等の自主的・積極的な環境保全活動の促進を図ります。
- 地域で環境保全活動に積極的に取り組む個人や市民団体等を表彰するとともに、広く活動を紹介し、環境保全活動の活性化を図ります。
- 地域で取り組まれている環境保全活動に関する情報提供を行うとともに、活動への参加を望む市民等と活動者を望む団体間のコーディネートを行います。

環境に関する情報収集・提供

- 地域の環境の状況及び環境保全に関する取組の実績について、毎年度の環境報告書である「みはらの環境」等を通じて情報提供を行います。
- 多くの市民や事業者が環境情報を収集できるよう、市ホームページや広報紙等を活用した情報提供を推進します。
- 環境保全活動に率先的に取り組むモデル的な市民団体や事業者等を募集して、その取組の手法や成果等の情報提供を行います。
- 市民や事業者から環境に関する情報の提供を受けるなど、双方向コミュニケーションによる情報の共有化を図ります。



みはらの環境

環境保全活動を支える人材の育成・確保

- 環境分野の専門家や市民団体等との連携によって、環境保全活動に関する豊富な経験と実行力を併せ持つ人材を発掘し、地域の環境保全活動を支える環境リーダーとしての育成を図ります。
- 広島県と連携して、地域の環境保全活動を支える人材を確保し、環境保全活動の講習会の講師等として活用できるよう、体制を構築します。

環境マネジメントシステムの普及拡大

- ISO14001 やエコアクション 21 等の環境マネジメントシステムの導入効果等を情報発信し、事業者による環境マネジメントシステムの導入を促進します。

市民・事業者の取組【基本施策：多様な主体との協働による環境保全活動の推進】

「多様な主体との協働による環境保全活動の推進」に向けて、市民・事業者に求められる取組は、以下に示すとおりです。

市民・事業者

- 「みはらし環境会議」への参加や連携・協働による地域の環境保全活動の活性化
- 地域の環境の状況や三原市が発信する環境情報の収集・活用による日常生活や事業活動での環境配慮行動の実践
- 環境保全活動等を行っている主体間での情報交換や連携・協働による活動の活性化

数値目標【基本施策：多様な主体との協働による環境保全活動の推進】

「多様な主体との協働による環境保全活動の推進」の進捗状況を定量的に把握・評価するために、以下の指標及び目標値を設定します。

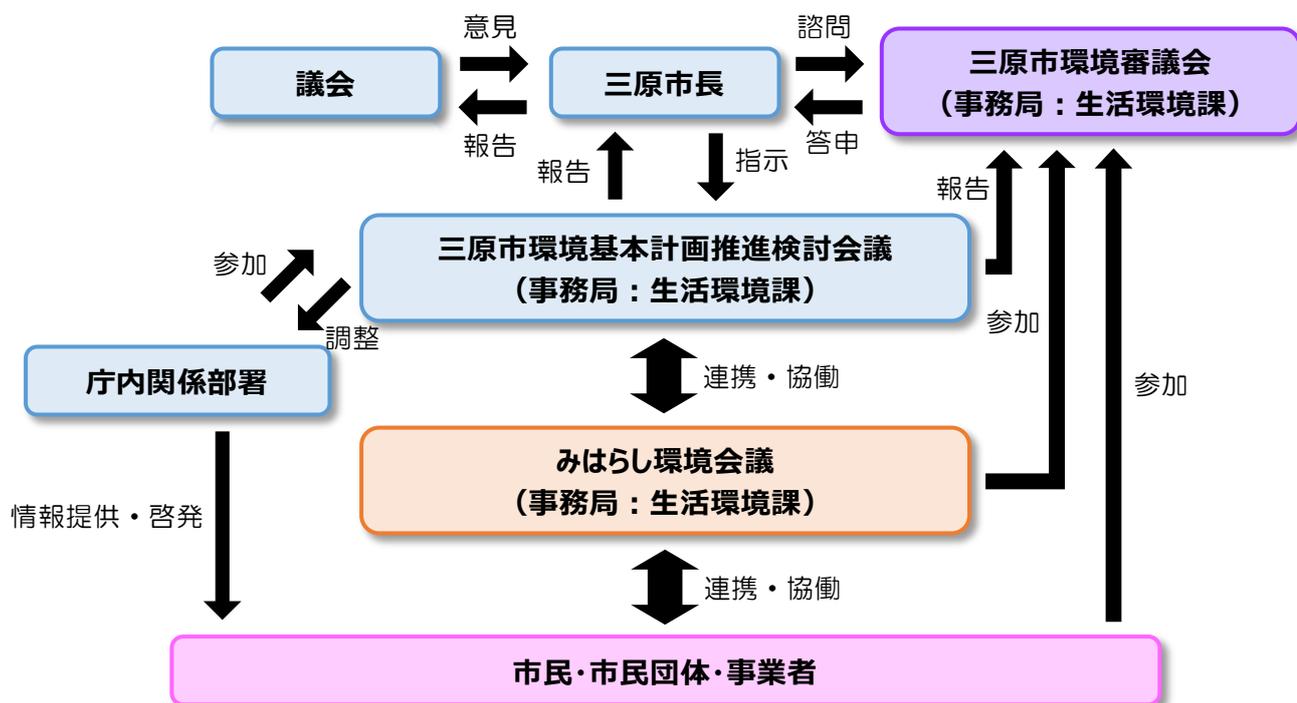
指標	基準値（H28年度）	目標値（H39年度）
環境に関する出前講座の開催回数	2回	4回

第5章 計画の推進体制と進行管理

5.1 計画の推進体制

第2次計画の推進にあたっては、市民・市民団体・事業者・三原市がそれぞれの役割を果たすとともに、連携・協働して取組の推進を図っていくことが重要です。そのため、市民・市民団体・事業者が参加する「みはらし環境会議」，「三原市環境審議会」や庁内の横断的な推進組織である「三原市環境基本計画推進検討会議」を中心として、各主体に対して関連する取組の普及啓発を行いながら、計画の推進を図っていきます。

第2次計画の推進体制は、以下に示すとおりです。



みはらし環境会議

市民・市民団体・事業者・三原市から構成され、第2次計画に掲げる環境施策を各主体と連携・協働しながら先導的に進め、地域における取組の普及啓発及び行動促進を図っていきます。

三原市環境審議会

三原市環境基本条例に基づいて設置された市長の諮問機関であり、毎年度の環境報告書等の審議を通じて、第2次計画の進捗状況を評価するとともに、三原市の環境の保全と創造に関する基本事項を審議します。

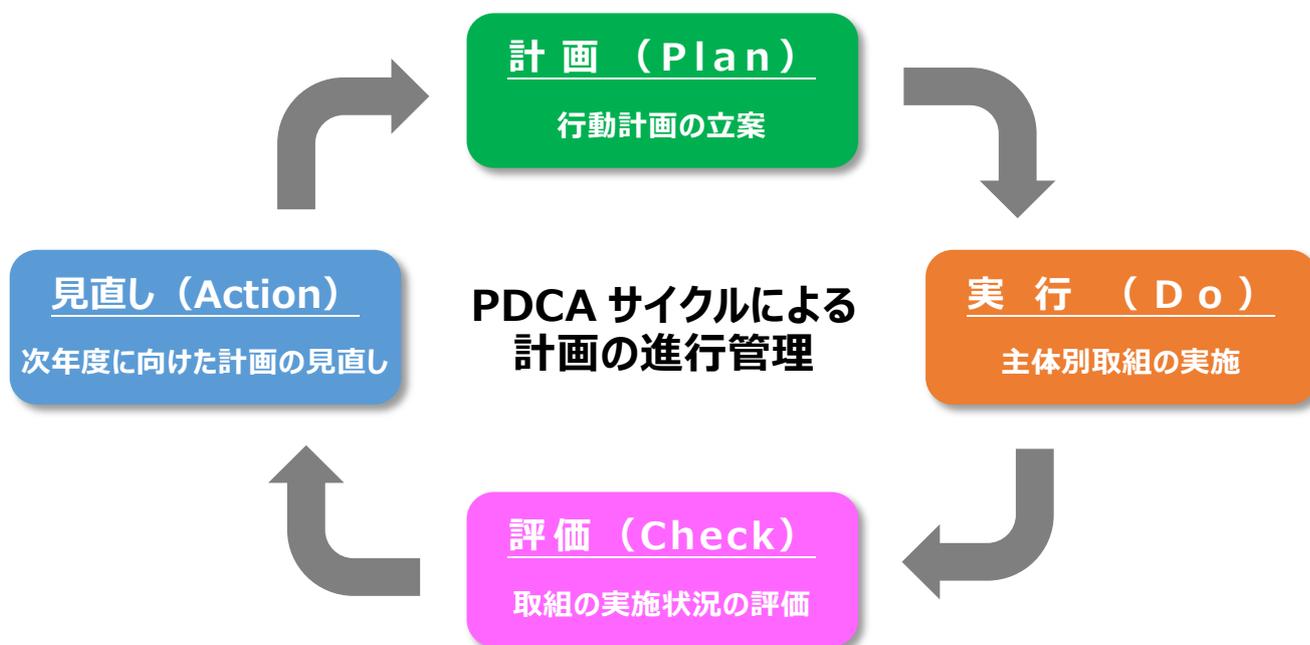
三原市環境基本計画推進検討会議

第2次計画の庁内における推進組織で、庁内関係部署の代表者から構成され、各々の所管の環境施策を横断的につなぐ役割を担います。また、各々の所管の環境施策の実施状況の評価を行うとともに、更なる推進に向けた連携強化に関する調整等を行います。

5.2 計画の進行管理

第2次計画の進行管理は、以下に示すPDCAサイクルに則って行います。

三原市は、各環境施策の実施状況を定期的に評価し、その結果を踏まえて行動計画の見直しを図りながら、望ましい環境像の実現に向けて着実に取組を推進していきます。



計画 (Plan)

第2次計画に掲げる環境施策を着実に実践するため、具体的な行動計画を立案します。

実行 (Do)

行動計画に基づいて、各主体が協働して取組を実施していきます。

評価 (Check)

各環境施策を所管する関係部署は、環境施策の実施状況等を毎年度評価し、「三原市環境基本計画推進検討会議」に報告を行います。事務局は、その報告を受けて、1年間でどのような取組が行われ、それによってどのような成果が得られたかを環境報告書としてとりまとめ、「三原市環境審議会」に報告するとともに、市ホームページ等を通じて広く公表します。

見直し (Action)

環境施策の実施状況等の評価結果を踏まえて、次年度に向けた行動計画の見直しを行います。